

編輯部 報情閣内

週報

行發日二十二月六

物 價 對 策

日露戰爭當時の貯蓄組合
敵、黃河を決潰す
要衝安慶を衝く
鄭州の經濟的地位

五錢

號八十八第

01 2 3 4 5 6 7 8 9 10

編輯部報情閣內

週報

行發日二十二月六

物價對策

日露戰爭當時の貯蓄組合

敵、黃河を決潰す

要衝安慶を衝く

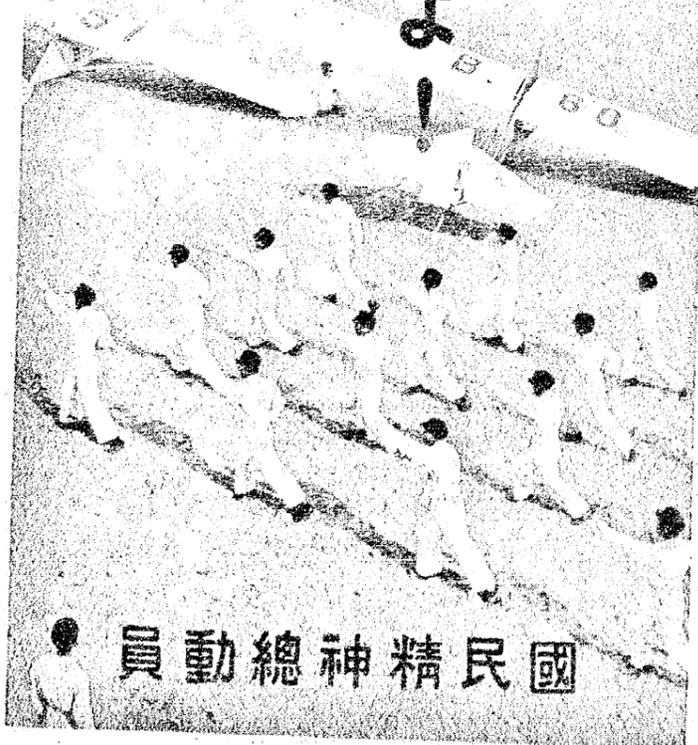
鄭州の經濟的地位

昭和十二年六月二十一日發行
（每週一回水曜日發行）

五錢

號八十八第

鍛へよ
備へよ!



員動總神精民國

露光量違いにより重複撮影

週報

第八十八號

物價對策 商工省(一)

日露戰爭當時の貯蓄組合……………國民貯蓄獎勵局……………(八)

敵、黃河を決潰す……………陸軍省新聞班……………(二九)

要衝安慶を衝く……………海軍省海軍軍事普及部……………(三三)

鄭州の經濟的地位……………外務省情報部……………(三〇)

◇生かせよ廢品「錫の巻」……………(三六)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(三七)

◇官廳刊行物だより……………(四五)

週報・寫眞週報ボスタ―懸賞募集規定……………(四六)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第八十三號
 - ▽ 統後の健康報國
 - ▽ 連金國策について
 - ▽ 敗戦支那のデマ戦術
 - ▽ 江北の戦況進展す
 - ▽ 抗日の根據地を衝く
 - ▽ チェッコスロヴァキアの少數民族問題
 - ▽ 産金統計
 - ▽ 錯府はかく生れ變る
 - 第八十四號
 - ▽ 事變下に海軍記念日を迎へて
 - ▽ 徐州大包圍戰
 - ▽ 支那の鐵道
 - ▽ 日獨青年團の交驛
 - ▽ 南支の良港厦門を語る
 - ▽ ガラス屑とガラス塵
 - 第八十五號
 - ▽ 殲滅戰とは
 - ▽ 有價證券業取締法の解説
 - ▽ 徐州會戰の進展
- 第八十六號
 - ▽ 徐州戰と海軍の活動
 - ▽ 徐州陥落の反響
 - ▽ ソ聯邦第三次五ヶ年計畫の全貌
 - ▽ 時局と轉向者の活動
 - ▽ 産業労働者と健康保險
 - ▽ 戦況四方に進展す
 - ▽ 廣東の恐怖
 - ▽ ブラジルの新移民法
 - ▽ 新しい補助貨幣と五十錢紙幣
 - 第八十七號
 - ▽ 貯蓄報國の途
 - ▽ 輝く貯金物語
 - ▽ 貯蓄組合はかうしてつくる
 - ▽ 新記録の郵便貯金
 - ▽ 開封城の陥落
 - ▽ 徐州會戰参加者の手記
 - ▽ 歐州大戦と列國の貯蓄運動
 - ▽ 貯蓄組合規約の一例

物價對策

商工省

我々は今や聖戰本來の目的を達成し我が日本の歴史的使命を遂行するために、國をあげて努力してゐるのであるが、戦局の進展するに伴ひ益々國家の經濟力を涵養し、あらゆる試練を克服するに足るだけの力を内に蓄へなければならぬ。近代戰が單に武力による戦ひたるに止らず、あらゆる國力、殊に經濟力による戦ひである以上、經濟力の涵養は絶対にゆるがせにできない重大事なのである。即ち今日我が國としては、爲替相場を堅持して充分な軍需資材の供給を確保し、輸出の伸張に努力するとともに國民生活の安定を維持することが絶対に必要なのである。ところが、昨年七月支那事變勃發に伴ひ、從來一應落着きを見せてゐた我が國の一般物價は、急に騰勢に轉じ、しかも從來の世界的物價騰貴に影響された物價騰貴と性質を異にし、原材料品のみならず生活必需品も騰貴を見るに至り、現下の世界物價の低落現象と反對の趨勢を示してゐる。そしてこの物價騰貴がさきに述べたやうな重要目的の實現に對し種々の障害を起す虞れがある。

物價の甚だしい騰貴がどんな弊害をもたらすかは、騰貴した場合を想像して見れば直ちに判明す

ることである。軍事豫算の遂行難、輸出貿易の沈滞、健全な国民生活の崩壊等々がまっさきに考へられる。そして物價騰貴のため一たび軍事豫算の遂行に支障を來せばすべての作戦行動に齟齬を來すばかりか、戦時財政の基礎を存すに至るであらうし、國內の物價水準が國際市場の物價水準よりも高い時は、我が商品が海外市場に雄飛することも不可能となつて、國民經濟の甚だしい沈滞が起る處れがあるわけである。さらに又一般物價、殊に生活必需品の價格が昂騰し國民がごく切りつめた日常生活さへも維持出来なくなれば社會不安の原因ともなるといふやうな由々しい事態を惹起しないとも限らないのである。

このやうに、物價騰貴は今日各方面に對し非常に重大な且つ甚だ好ましくない影響を及ぼすのであるから、我が國としても是非とも抑止しなければならぬ。物價對策の成否如何は一國の運命に對してさへ重大な結果をもたらすと云つても過言ではない。

右のやうな次第であるから、政府に於ても物價對策には非常な努力を拂つてゐる。貯蓄の奨励を通じて國民の購買力の吸収に努める反面、消費の合理化、消費節約、不急不用消費の禁止等により需要の調整をはかる等、間接的且つ根本的に物價騰貴の防止に努力するとともに、現下の物價騰貴が重要物資、殊に軍用資材の需給の不一致による點が最も多い事情に鑑み、その需給の調整に邁進してゐるのである。最近新設された「臨時物資調整局」とは實にかうした物資の需給調整を司るための機關にほかならない。

(2)

又昨年八月支那事變の擴大に對應して「暴利取締令」を強化し、時局に際し買占め、賣惜みその他の暴利行爲をなす者に對し斷乎たる措置を採る決意を示したことも周知の事實である。次いで本年四月政府は事態の進展に順應して中央及び地方に「物價委員會」を新設し、大いにこれを活用して最も直接的に物價そのものを對象とした有效な物價對策の樹立を期するに至つたのである。そしてこの「物價委員會」は政府が有効適切な物價對策を樹立するために諮問する諮問機關であるが、そのメンバーも有力であり、かつ最も直接的に又具體的に物價を調整しようとする點からいつても、臨時物資調整局の活動、貯蓄奨励の進展その他各種の方策と相俟つた活潑な活動が期待されてゐる。以下物價委員會の活動を中心として今後採るべき物價對策の概略を述べることにしよう。

(3)

一 物價委員會の構成

「物價委員會」は昭和十三年四月二十二日勅令第二七六號「物價委員會令」によつて、物價に關する重要事項を調査審議するために設置されたもので、「中央物價委員會」と「地方物價委員會」の二つによつて構成される。

「中央物價委員會」は商工省に置かれ商工大臣を會長とし、關係官廳の高等官及び學識經驗者によつて構成され、現在「物價騰貴抑制ノ爲採ルべき具體的方策如何」なる諮問に答申するために鋭意調

査審議を進めてゐる。そしてその審議に當つては、各種の物資に共通する價格騰貴抑制の具體的方策を調査審議する「第一特別委員會」と、各種の物資に對する價格騰貴抑制の具體的方策に關する事項を調査審議する「第二特別委員會」とを設置してゐる。そして「第一特別委員會」で、一般消費の調整、政府消費の調整、供給の確保、配給の改善、運輸の改善、國民精神總動員運動との聯繫その他重要事項に關する具體的方策を研究し物價對策の根本を検討するとともに、これに並行して「第二特別委員會」では、物價の現状に鑑み特に對策を必要とする物品の選定、さし當り設置を必要とする物資別専門委員會の選定、公定價格基準價格等の決定並びにその實施に關する方針、物價の監視取締に關する方針、地方物價委員會との連絡方針等を調査審議し、目下一日を争ふ程急迫してゐる物價問題の解決に全力を盡してゐるのである。

又特別委員會の審議が専門的事項に亘る場合を考慮し、別に各種物資別の「専門委員會」を作り、實狀に適した對策樹立に資し得ることになつてゐる。現在既に纖維品、食料品、化學工業品、金屬品、燃料、雜品、家賃交通費等及び運輸の各専門委員會が設置されてゐる。

「地方物價委員會」は各道府縣に設置され、地方長官を會長とし、中央物價委員會の決定に基づき該地方の物價監視取締に當るとともに、地方的物價の騰貴抑制のための具體的方策を調査審議し、「中央物價委員會」の審議に協力し中央地方相俟つて物價對策に遺憾なきを期してゐるのである。

(4)

二 物價騰貴抑制の目標

それならば一體政府は如何なる物價水準^{水準}を物價對策の目標としてゐるか。この點は物價對策の性質を規定する最も根本的な基礎であり、恐らく一番問題の多いところであり、且つ國民一般の最も關心を持つ點であらう。

しかし、これは前にも述べたやうな物價騰貴抑制を必要ならしめる客觀的事態によつて必然に決定されるともいへる。すなはち、現在の爲替相場堅持に役立ち得る範圍内に物價を抑制し、生活必需品については尠くとも現在以上に騰貴せしめないことを、當然物價對策の根本方針にせねばならぬのである。そして「第二特別委員會」の行つた答申の中に見られる次の一節はこの點を明瞭に示してゐる。曰く「現在ノ爲替相場ヲ堅持シ軍需資材ノ供給ヲ確保シ輸出ノ振興ニ資シ得ルト共ニ、現下ノ狀勢ニ順應セル國民生活ノ安定ニ資シ得ル範圍内ニ抑制スルコトヲ以テ物價騰貴抑制ノ目標ト爲スモノトス」。

(5)

三 物價騰貴抑制の方法

現在の爲替相場堅持に役立ち得る範圍に物價を抑制するためには、前にも述べたやうに通貨の側面に注目し、購買力がみだりに消費に向けられないやうに貯蓄獎勵等につとめるとともに、物資

の需給調整をはかり正當な價格が形成されるやうにし、さらに消費の合理化、或ひは節約等あらゆる手段を採用するわけであるが、なほ必要ある場合には「公定價格」、「基準價格」等を決定して騰貴抑制に徹底を期することも必要である。

この「公定價格」、「基準價格」等を決定するに當つては、勿論物品の事情に應じて個別的に慎重に決定しなければならぬが、一般的標準としては前項に述べた大原則に應じ、輸出品については輸入價格を、輸出品については海外市場價格を標準とし、生活品その他國內生産一般物品については尠くとも現在以上に價格を騰貴せしめないことを前提とし、個々の事情に應じ支那事變前を目標として引下げを行ふことを期してゐるのである。そしてこれらの「公定價格」或ひは「基準價格」は生産、卸小賣等あらゆる段階についてこれを實施し、營業者を組織化してこれに適應せしめ、實施に必要な措置を講ぜしめなければならぬ。

四 物價の監視取締

以上のやうに、あらゆる方策を以て物價騰貴の抑制をはかり適正な價格が實現し得ることになつても、實際に取引が行はれる場合に色々な暴利行爲が行はれたり、「公定價格」或ひは「基準價格」に違反した價格が脱法的に行はれたりすれば、すべてが水泡に歸することになる。そこで物價の監視取締こそ實際的には物價對策の主眼となるものである。これを實施するに當り徒らに嚴格に走る時

はその弊たるや恐るべきであるが、又緩に過ぎればその意味を失ふことになり、物價對策中最も困難な點でもある。従つて政府もこの點に充分の注意を拂ひ、第一に監視のため各種の資料を蒐集する必要から、全國を通じて三千名の調査員を配置し必要商品の市價を定期的に調査せしめるともに、重要物品の營業者に對しては必要に應じ、これも定期的に取引數量、取引價格、在庫高を報告させるつもりである。第二に、取締に關しては、府縣官吏（警察官を含む）をしてこれに當らしめ、絶えず店舗、倉庫、その他について實地査閲を行はしめねばならない。さらにこれらの監視や取締に並んで、重要物品の市價公示、定價販賣の奨励、ラジオその他による物價對策の解説等々の手段により、その徹底を期することを考へてゐる次第である。

以上政府の意圖する物價對策のごく大略の素描を試みたのであるが、元來複雑微妙な經濟關係を通じて自動的に形成されて來る物價に對し、これを人為的に規正して行くことは難事中の難事であつて、よくこの目的を達するには國民各位の理解ある協力に俟たねばならない。この際最初に述べたやうな物價對策の重要性を充分に理解され、滅私奉公の意氣を以て、たゞ單に政府の物價騰貴抑制策に協力されるだけでなく、各、積極的に物價騰貴抑制をはかり、國策の遂行を圓滑ならしめ得るやう努力していただきたいのである。

日露戦争當時の貯蓄組合

國民貯蓄獎勵局

はしがき

勤儉貯蓄といふことは昔から説かれてきたところであつて、貯蓄が各自の生活安定の基調となり、大にしては一國經濟力發展の重大要件であることはいふまでもないことである。

元來、貯蓄は欲望を制し己に克たなければ實行することができないものであるが、その制欲、克己はなかなか容易な業でない。そこで多數の人が結束して貯蓄を行ひ規約を設けて拂戻しに制限を加へることにすると、その實行が比較的容易になる。従つて貯蓄の獎勵は貯蓄組合を設け團體の力を利用するのが最も捷徑とされるのである。

わが國に於ける貯蓄組合の起源は、詳かでない。所謂貯蓄組合は明治以後發生したものであらうが、類似

の制度はそれ以前にも行はれたであらうことは想像できるところである。しかしこれはしばらくおき、こゝには専ら日露戦争前後の貯蓄組合について述べることにしよう。

貯蓄はいかに獎勵されたか

貯蓄の獎勵については、政府は日露戦争以前から獎勵してきたところで、その結果、民間には次第に貯蓄組合設立の氣運ができてきた。政府の貯蓄獎勵は當時の新聞記事にもあらはれてゐる。たとへば明治三十三年六月十六日の中外商業新報に左のやうな記事が見える。

「貯蓄獎勵の問題は今や到る處に唱道せられ、特に松方大蔵大臣の如きは地方長官會議に於て熱心にこの事を勧誘し、又各所の集會に臨みその必要を説きつゝあるは既に世

人の知る所なるが、云々」

また日露戦争直前即ち明治三十六年末には、内務、大藏、逓信三大臣連署を以て勤儉貯蓄に關して地方長官に内訓を發したが、そのなかでも次のやうに貯蓄の獎勵を説いてゐる。

「勤儉に關する氣風の振作に就いては、各位の獎勵に依り其の緒に就くに至り、特に組合規約に依る貯蓄の情勢目を逐うて好況を呈せんとするの徴あるは、最も喜ぶべき現象たり、此の如き地方共同自營の貯蓄が一般地方の福利に密接の關係あるは敢て言を俟たざる所、政府が從來年々郵便局所を増設し、尙郵便貯蓄取扱方を改正し之が預入拂戻の手續を簡にし、今又茲に規約貯蓄に關する規則を制定して之を發布せる、又此の趣旨に外ならざるなり」

右の内訓の中の「規約貯蓄に關する規則」といふのは、同十二月四日發布の「規約貯蓄特別取扱規則」を指してゐるのであつて、これは同月十一日より實施された。参考のため同規則第一條をみると次の通りである。

第一條 官衙、兵營、工場等に於ける吏員、兵卒、職工其他多數の者合同して規約を設け、郵便貯蓄を爲さんとす

るときは左の特別取扱を郵便官署に請求することを得
一、豫め總代人を指定し其の名義を以て貯金の預入を爲すこと

二、貯金拂戻に制限を附すること
三、貯金預入に關し一定の日時及場所に於て吏員の派出取扱を受くること

さらに日露戦争中も、明治三十七年十二月内務、大藏、逓信三大臣の名を以て地方長官に發した訓示中に次のやうな貯蓄獎勵の言葉が見える。

「其貯蓄獎勵の方法に至つては固より一にして足らずと雖も、郵便規約貯蓄の制定を利用し益々管下人民を誘導して之が進歩を圖るが如き、刻下の狀況に照し適當の措置たるを認む、云々」

日露戦争の終局と共に、國民の意氣はやうやくゆるみ、財界もまた恐慌に見舞はれた。偶々四十一年十月戊申詔書が頒發せられ、それとともに政府は聖旨に副ひ奉るため、大々的に勤儉貯蓄獎勵に乗り出したが、その時にも逓信、大藏、内務三次官の名を以て地方長官に對し訓令を發し、規約貯蓄及び貯蓄組合の獎勵につとめてゐる。即ち

「貯蓄獎勵の方途一ならざるも、多數共同して組合規約を

設け郵便官署を介して規約貯金を実行せしむるは、既住の經驗に徴し其の效果最も多大なりとす、依つて別紙に規約貯金組合理則を添付せるを以て、各管下の實情に照して之を取捨斟酌し、各地便宜に應じて組合を設立せしめ、共同制裁の下に業務を勵まし且餘業に努め、以て貯金の資源を得せしむるは勿論、冗費を省き奢侈を誡め、地方に散逸せる零碎なる資金の回收を圖り、規約貯金の實行を期せらるべきこと、云々

右の訓示に添附されたといふ「規約貯金組合理則」の原案がどんなものであつたか不明だが、参考のため、これに則り長野通信管理局が管下の三等郵便局に示達したものを挙げてみよう。

何局勤儉貯金組合理則

第一條 本局員は毎月手當又は給料受領當日若しくは臨時給與を受けたる日に於て、左の標準に依り郵便貯金に預入することを規約す

種別	局 長	事務員	遞送集配人
毎月	壹圓以上	百分の二以上	百分の一以上
臨時	受領額三分の五以上	百分の一以上	百分の一以上

第二條 本組合の事務を處理する爲め、幹事長一名、幹事

(何)名を置く

局長を幹事長とし、幹事は幹事長之を指定す

第三條 幹事長不在の場合は、首席幹事代て其事務を掌理す

第四條 組合員の貯金通帳は幹事長之を保管し、貯金預入の手續を爲すべし

第五條 組合員は何時にても幹事長に請求し、自己の通帳を閲覧することを得

第六條 組合員は左の場合に限り、幹事長の承認を得て貯金の拂戻を爲すことを得

一、自己又は家族が疾病に罹りて必要止むを得ざるとき

二、自己又は家族に慶弔事ありて必要止むを得ざるとき

三、自己又は家族が天災其他困難に遭遇したる爲め、必要止むを得ざるとき

四、其他前各號に準ずべき事故ありたる時

前項に依り幹事長拂戻を承認するときは、拂戻請求書餘白に「承認」の文字を記載して捺印するものとす

第七條 本組合員にして脱退したるときは、本人の請求に依り左記脱退證明書を交付し、脱退者は之に貯金通帳を添へ取扱局に提出して、拂戻の取消を受くべし

脱退證明書

通報記番號、、、、番 組合員 何 の 誰

右本組合を脱退せしことを證明す 何々郵便局勤儉貯金組合

第八條 本規約に依る貯金は、郵便貯金規則に依り特別取扱を受くるものとす、又其預拂取扱局は何々郵便局とす

第九條 本規約は何年何月何日より之を施行す

第十條 本組合員たることを證明する爲め、左に署名調印するものとす

以上によつてわかるやうに、明治年間の貯蓄の獎勵は主として「規約貯金」の普及獎勵に關聯並行して行はれたものといへよう。貯蓄獎勵の目的は必ずしも明瞭ではないが、貯蓄により零細資金を吸収し以て軍資の補給を遺憾ならしめようとしたことはあきらからず、貯蓄の勵行により去華就實の精神を涵養しようとしたのである。

さて、この貯蓄獎勵によつて貯蓄組合の数がどれぐらゐる増加したかは明らかでない。左に規約貯金團體數を示すが、「規約貯金」といふのは、特別貯金制度の一であつて、組合規約によつて拂戻を制限したものであ

り、全部の貯蓄組合がこの制度によつたものではない。組合貯金の方法は、「規約貯金」の他、「措置貯金」、「通常貯金」、「銀行預金」等にもよつたのである。しかしながら、左表の規約貯金團體數が日露戦争を機として著しく増加したことから、その他の方法による貯金組合も相當増加したであらうことは想像される。

◇規約貯金團體數と預入額表

年 次	規約貯金 現存數	預入額	團體の種類別				
			官衙學校町村會社工場其他	銀行	郵便	其他	不明
明治三十六年	四	二〇〇圓					
同 三十七年	四	三〇〇圓					
同 三十八年	二	四〇〇圓					
同 三十九年	二	九〇〇圓					
同 四十年	七	一、七〇〇圓					
同 四十一年	二〇	五、七〇〇圓					

なほ日露戦争前後の郵便貯金、銀行預金（普通銀行預金及び貯蓄銀行預金）の増加趨勢を示せば次のやうである。

◇郵便貯金(振替貯金を除く)増加趨勢
(單位千圓)

年	末	現在額	指	數	對前年増減 (△)額
明治	三十四年	二七、〇一〇	一〇〇・〇		二、九九五
同	三十五年	二八、八〇五	一〇六・六		一、七九五
同	三十六年	三一、四七二	一六五		二、六六六
同	三十七年	三三、七八〇	一四三・六		七、三〇九
同	三十八年	三五、八三六	一九五・六		一四、〇五六
同	三十九年	三七、二六六	二六七・六		一九、四三〇
同	四〇年	九一、五三三	三三九・九		一九、二六六
同	四一年	一〇五、三三〇	三九〇・〇		一三、七九八
同	四二年	一二三、五七九	四五六・八		一八、〇四九
同	四三年	一六一、〇二七	五九六・二		三七、六四八
明治	三十四年	四四、〇三三	一〇〇・〇	△	五、四三七

◇貯蓄銀行預金増加趨勢
(單位千圓)

年	末	現在額	指	數	對前年増減 (△)額
同	三五年	五一、六四七	一七・三		七、六二五
同	三六年	六〇、六九二	一三七・九		九、〇四五
同	三七年	六六、七一八	一五・六		六、〇二六
同	三八年	八四、八二〇	一九・七		一八、〇二二
同	三九年	一〇六、五九二	二四二・一		二二、七七一
同	四〇年	一二七、九〇二	二六七・八		二一、三〇〇
同	四一年	一六四、六三三	二六四・六	△	一、四三九
同	四二年	一三五、六四一	三〇八・一		一九、一七八
同	四三年	一四七、〇四四	三三四・〇		一一、〇三三
明治	三十四年	四五〇、一八七	一〇〇・〇		一三、四〇七
同	三五年	五三六、七〇三	一一九・二		八六、五二六
同	三六年	五六六、二三八	一二五・八		二九、五二五
同	三七年	六〇五、三二七	一三四・五		三九、〇八九
同	三八年	六九二、五二二	一五三・八		八七、二〇四

◇普通銀行預金増加趨勢
(單位千圓)

年	末	現在額	指	數	對前年増減 (△)額
同	三五年	五一、六四七	一七・三		七、六二五
同	三六年	六〇、六九二	一三七・九		九、〇四五
同	三七年	六六、七一八	一五・六		六、〇二六
同	三八年	八四、八二〇	一九・七		一八、〇二二
同	三九年	一〇六、五九二	二四二・一		二二、七七一
同	四〇年	一二七、九〇二	二六七・八		二一、三〇〇
同	四一年	一六四、六三三	二六四・六	△	一、四三九
同	四二年	一三五、六四一	三〇八・一		一九、一七八
同	四三年	一四七、〇四四	三三四・〇		一一、〇三三
明治	三十四年	四五〇、一八七	一〇〇・〇		一三、四〇七
同	三五年	五三六、七〇三	一一九・二		八六、五二六
同	三六年	五六六、二三八	一二五・八		二九、五二五
同	三七年	六〇五、三二七	一三四・五		三九、〇八九
同	三八年	六九二、五二二	一五三・八		八七、二〇四

年	末	現在額	指	數	對前年増減 (△)額
同	三九年	一〇、三三三	二二九・六		三、四二二
同	四〇年	九、四二五	二〇九・八	△	八、九四六
同	四一年	九、三八〇	二〇八・四	△	六、一三三
同	四二年	一〇、五四四	三三二・二		一、六五四
同	四三年	一、八五、六九七	二六三・四		一、三二、八三三

貯蓄組合の實例

明治の初期には貯蓄組合の設立もきはめて少く、それが盛んとなつたのは日露戦争前後のことである。そのころから組合の数が目立つて多くなり、さらに明治四十一年日露戦争の激戦によつてその勢を増した。組合は設立の目的、貯蓄の方法、貯蓄の元資等から見ていろいろの種類があつた。従つてまた名稱もいろいろで、組合と名のつくものには、勤儉貯蓄組合、貯蓄組合、規約貯蓄組合、納税規定貯蓄組合、日掛貯蓄組合、力行貯蓄組合、養鶏貯蓄組合、杉苗養成貯蓄組合、青年貯蓄組合、日溜貯蓄組合等があり、講と稱するものには、五厘講、三厘講、一厘講、日掛講、積講、集成講、鶏卵講、日貫講、月貫講等があり、會と名が

つくものに、勤儉貯蓄會、備荒貯蓄會、殖産貯蓄會、貯蓄同志會、蓄財會、倣會等がある。その他、單に青年會、婦人會、報德會等の名によつて貯蓄を實行したものもかなり多いやうである。貯蓄組合設立の目的からみると、無産者が恒産の蓄積にあてるもの、公共事業或は慈善事業の資金に供するもの、税金の納付にあてるもの、非常準備とするもの、貸付にあてるもの、單なる貯蓄蓄積等があるが、その何れを探つても勤儉節約の精神に出ていることはいふ筈もない。また貯蓄の方法は、前述の規約貯蓄の他、据置貯蓄、通常貯蓄、銀行預金等を擧げることが出来る。貯蓄の元資からみると、去菲就實、すなはち専ら節約によつてこれを蓄積するもの、餘暇を利用して副業に従事して貯蓄するもの、開墾、道路の修築その他の勤勞によるもの、各自收入の一部を割りあてるもの等がある。次に日露戦争前後に於ける貯蓄組合の實例を擧げよう。

(1) 日露戦争以前の貯蓄組合
貯蓄組合がいつ創立されたかは明らかでないが、三

重縣阿山郡玉瀧村の貯蓄組合は明治十六年に作られたといふことで、比較的古いもの一つであらう。明治三十六年五月の調査によると次のやうな色々な貯蓄組合があつた。

京都府綴喜郡都々城村上奈良經濟會は部落の住民を以て組織し、會員は儉約を奨め、飲酒を制限し、冠婚葬祭の費用を節約し、毎月十錢以上を差出し、六月には裸麥一斗、九月には粟米一斗、十月には實籾五斤、十二月には玄米一斗と米菓五束を贈出し、嫁取、智取、養子取の時には一回、出産の時には五十錢を出した。資産ある者は資力に応じて金額を増した。金額が百圓に達する毎に拂戻しを許し、事業擴張の資金或ひは不時の川費にあてしめた。上奈良經濟會同様のもつては、京都府相樂郡觀音寺村の修齋社、大分縣大分郡西庄内外三ヶ村の同盟組合、岩手縣氣仙郡立根村の友愛社、交親社、愛交社等がある。漁業地の貯蓄組合としては、例へば島根縣那賀郡黒松村の漁民組合は漁獲物賣上高の百分の三を貯蓄し、不時の用にあてさせた。

なほ右の他、注目されるのは「學校貯金」で、これは

明治三十三年三月「切手貯金制度實施以來急に盛んとなつたのであるが、三十五年逓信省の調査では三十四年の計数はおほよそ人員三十三萬人、金額百十四萬圓、一人平均三圓以上に達してゐる。

(ロ) 日露戦争時の貯蓄組合

日露戦争が勃發すると、國民は舉つて勤儉貯蓄を勵行し、貯蓄組合は各地に急に増加した。いまそれらの中、特に戦争を機縁として作られた主要な貯蓄組合の例を、設立の目的からみて戦争記念、納税準備、國債應募、銃後援助の四に分つて述べよう。

(1) 戦争記念の貯蓄組合

日露戦争を記念するため各地に貯蓄組合が作られたが、その一例として滋賀縣の「戦時國民貯蓄組合」をあげる事ができる。滋賀縣では、開戦當初一たび貯蓄組合設立が奨励されると、一縣の人心は舉つてこれに従ひ、つひに縣下の町村二百餘は一戸も加入しないものがないやうになつた。その貯蓄額は戦後には全額五十萬圓に達したといふ。高知縣でも「方今の急務、勤儉貯蓄の策」といふパンフレットを作つて貯蓄を奨励し、かつ銀行、會社等の團體には貯

蓄組合の準則を配布して廣くその普及を計つた。兵庫縣印南郡大鹽村では、役場吏員、學校教員等が率先して各自月俸の百分の五を積立て、「百五貯蓄會」と呼んだ。以上のほか、この種の貯蓄組合は各地方に多く作られたが、その中、島根縣八束郡美保ヶ關の例は興味あるものである。すなはち同村の郵便局長三代龜太郎等は大いに貯蓄を奨励し、組合員の數に応じて十五乃至二十に區別した貯蓄箱を作り、毎日この箱を組合員の家にまはし集金を行つた。

(2) 納税準備の貯蓄組合

租税滞納の弊を矯めることを目的とした貯蓄組合である。福島縣では、日露開戦を機として滞納の弊を除かうと訓令を發して「納税組合準則」を示した。當時滞納の甚しかつた同縣耶麻郡喜多方町では全町を百八十一組に分け、日溜錢を最高二圓より最低二厘迄を組合員交代で集金し、組長がその保管と納税管理に當つた。その他奈良縣宇陀郡神戶村、或ひは鳥取市にもこの種の組合が作られた。

(3) 國債應募の貯蓄組合

國庫債券に應募する目的の貯蓄組合である。この

種の貯蓄組合の例は栃木縣足利郡築波村、宮城縣刈田郡七宿村の滑津、廣島縣高田郡生榮村等に作られた。また珍らしい例としては、北海道岩内支廳管内では「小學校兒童奨励規則」を定め兒童をして互に理髮をさせ毎回三錢以上を貯蓄し國債募集に應じた。島根縣八束郡野波村及び二子村の小學校に於ても、放課後兒童は勞務に従事してその益金を以て國債應募をした例がある。

(4) 銃後援助の貯蓄組合

銃後にあつて軍資金を獻納し、出征勇士を援助し、軍人家族を救助する等のために作られた貯蓄組合である。この種の貯蓄組合の例は兵庫縣神崎郡大山村、同縣飾磨郡津田村、福岡縣宗像郡等に見えてゐるが、兵庫縣川崎造船所の職工は「奉公貯金」の貯蓄を實施した。

(ハ) 日露戦争以後の貯蓄組合

日露戦争の終局と共に國民の意氣はやうやく弛緩して浮華に流れ、財界もまた反動に見舞はれ、明治四十年より四十一年にかけて恐慌状態に陥つた。偶々四十年十月戊申詔書が頒發されるや、政府は聖旨に副

ひ率るため大いに勤儉貯蓄を奨励することとなつた。その結果再び貯蓄組合が盛んになつたが、いまその實情を、貯蓄組合の所屬別に市町村、官公署、會社工場、學校に分つて述べよう。

(1) 市町村に於ける貯蓄組合

市町村に於ける貯蓄組合の實例はきはめて多いが、そのうち特に注目すべきものを二、三挙げよう。滋賀縣の戦時國民貯蓄組合については先に述べた。平和克復後はこれを「戦役記念貯蓄組合」と改稱したが、次第に衰頹する状態にあつた。偶、戊申詔書の漢發によつて再び生氣を得、縣當局では勤儉貯蓄組合規約標準等を示して組合の奨励に努めた。

「参考のため、新潟縣新津町の「勤儉貯蓄組合規約」のうち、第二條、第三條及び第八條を抜萃すると次のやうである。

第二條 本組合は、組合員相互間に戒愼して業務に精勵し、儉素を旨として資本を造り、又は老殘疾患に備ふる爲め貯蓄を實行し、兼て風俗を善導するを目的とす

第三條 本組合は第二條の目的を達する爲め、左の各號

を遵守すべきものとす。

- 一 早起晚寝業務に精勵し、遊惰を戒むること
- 二 夜間及業の餘暇を刺ぎ、經木、麥稈、粟等に關する手工、豚、鶏、蜂、養蠶、鯉魚の飼養、馬鈴薯、三檀、桑其の他果樹の栽培、又は各種機械等の副業をなし以て貯金の財源に資すること
- 三 吉凶典禮奢侈を避け、服装は可成質素を旨とする

第八條 本會員は左の事故に依り、組合長の承認を経たる場合の外、其の貯金の拂戻を請求することを得ず

- 一 自己又は家族が水火盜難又は疾病に罹り、生活上困難を來したるとき
- 二 自己又は家族に、出産、婚姻、葬組又は死亡ありたるとき
- 三 家屋の新築又は改築のとき
- 四 五十年大博覧會の旅費に充つるとき
- 五 前各項に準ずる事故に依り、特に貯金の拂戻を必要とするとき

なほ各府縣では青年會、婦人會その他各種の團體を單位として多數の貯蓄組合が作られ貯蓄の勵行につとめた。

(2) 官公署に於ける貯蓄組合

官公署に於ける貯蓄組合も日露戦争前後から次第に盛んとなつた。當時の文獻によると、各府縣で官公署を單位とする貯蓄組合が作られ、その貯蓄額も福井縣の二十五萬圓餘(四十三年末縣内官吏、軍人の貯蓄額)を始め萬に上つた府縣も少くなかつた。蓋し、官公吏はかやうな運動に於ては常に率先して範を示さねばならないからである。従つて貯蓄の方法も俸給額の一定割合を俸給支給に際し天引貯金をさせる方法を取り、強制的色彩が多分にあつた。

(3) 會社工場等に於ける貯蓄組合

會社工場等では勤儉貯蓄の美風を涵養するにとともに、一面労働者に對する保證金とする政策上の必要から、給料又は賞與等より幾分を貯蓄させる方法がとられてゐたのであるが、これを嫌惡する者も少くなかつた。しかしこの種の貯蓄組合も日露戦争を中心として全国的に盛んになつた。當時の調査によれば各府縣共この種の組合は多數に上り、貯蓄額も従業員の多少により異なるが、長崎縣三菱造船所の如き

は二十萬圓に達せんとし、その他數萬圓に上つたものも少くなかつた。その方法は任意的のものもあり強制的のものもあつたが、貯蓄額の多額に上つた組合は程度に差こそあれ、幾分強制的の傾きをもつてゐた。

(4) 學校に於ける貯蓄組合

學校に於ける貯蓄組合は、日露戦争以前より相當盛んに行はれてゐたが、特に同戦争後にいたつてその數を増し、地方によつて異なるが、大體に於て小學校の過半が貯蓄を實行したやうであり、また各小學校の兒童の全部又は大部分が貯蓄を實行してゐた。學校貯金の目的は兒童の克己心、節約の精神を涵養することにあり、又實際に於ても少額であつたが、人員も要もなく、又實際に於ても少額であつたが、人員も貯蓄額も、年を追つて増加した。學校に於ける貯金は往々弊害を伴ふことがあるため、當時に於ても相當の注意が拂はれたやうで、殊に學校と家庭との連絡を充分にし、又貯蓄の方法も、螟蟻、螟卵等害蟲驅除、栗實等の採取、茶摘、落穂、薪材の採取、養鶏、養蠶の手傳等の勤勞、手工、筆墨費の剩餘等に

よつたのであつた。

結 び

以上、明治年間に於ける貯蓄組合の概略を述べたのであるが、過去の貯蓄組合はその内容、性質等がきまめて種々雑多であつた。しかも政府の奨励方針も大まかでまち／＼で、制度としても整備してあるものとはいひ難い。従つて今日、これを再び非常時の租上にとり短をすて、さらによりよき制度を打ち建てるやうに努めねばならない。

過去の貯蓄組合の奨励が、貯蓄の増加に對して直接にどんな効果をもたらしたかは明らかでないが、前に述べたところによつて日露戦争前後に國民の貯蓄が如何に増加したかを知るならば、これが當時の地方経済力、又國家經濟力の發展に如何に力あつたかは想像に難くないのである。

その後の貯蓄組合の運命は果してどうなつたか。それについては一々確たることはいひ得ないが、我が國産業組合の發達とともに信用組合等に變じたものもあ

らうし、また組合貯金が工場主その他の保管に轉じたものもあるだらう。またその中には、好景氣を迎へるとともにその必要が次第に忘れられたものもあらう。ともあれ、今また非常時に際して、その必要が叫ばれんとしてゐる。この時に當つて過去の貯蓄組合を紹介することは必ずしも無意味なことではないだらう。

國策のグラフ

六月二十二日發行（第十九號）

- ▼ 統後に築く「漁村篇」
漁村を訪ふ
漁村道場
- ▼ 南の據點と臺灣
- ▼ 全國安全週間
- ▼ 戦ふ力はこゝにも小春刑務所
- ▼ 應募作品

定價 十錢

週 寫 週 寫
報 眞 報 眞
行 發 行 編 部 報 情 閣 内

敵 黃 河 を 決 潰 す

陸 軍 省 新 聞 班

概 況

戦局は一轉して揚子江方面に展開した。これより先江上に活動中であつた我が軍は十三日遂に安慶を占領した。安慶は南京上流約六十里、漢口との略、中間に位置する要衝で、安徽省城の所在地であり、水路よりする漢口防禦の第一線である。安慶の陥落は漢口にとつてまさにその咽喉を扼されたものである。開封、通許方面の河南各部隊は、各、兵力を集結して、所在の敗殘兵を掃滅するとともに、爾後の作戰を準備中であるが、挺進せる各部隊は鄭州及び新鄭南方に於て、京漢線を爆破、遮断し、鄭州洛陽方面を完全に孤立に陥らしめた。

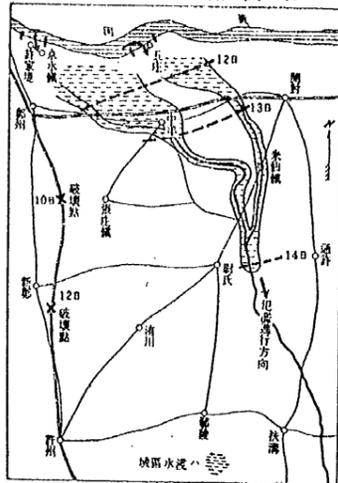
鄭州及び漢口方面に向ふ我が軍の進撃を極度に恐れ、敵は遂に自國良民の苦難を顧みるの道なく、豫ねて敵が計畫してゐた通り、開封西北方及び鄭州北方の二ヶ所で十數ヶ所に亘り、黄河の堤防破壊を決定した。

我が軍は該地附近の堤防の決潰が過去に於て、河南、安徽、江蘇三省の住民に恐るべき水禍を齎したことを承知してゐるので、迅速なる作戰行動に依つてこの計畫的災害を未然に防止せんとしたが、遂に及ばず、敵の非人道行爲のため、こゝに立至つたのは遺憾千萬である。我が軍としては何等の損害もないのであるが、縱かに戦禍を免れ得た三省の沃野幾百里、住民幾千萬が永きに亘り蒙らんとする痛苦と損害とは如何ばかりであらう。

かねて「焦土」戦術或は「清野」の策に名を藉つて、あらゆる暴行の限りをつくした敵としては、自國良民を水災苦に陥れるが如きは何等意に介せざるところであらうが、廣東空襲による僅かな民衆の犠牲を第三國の同情に訴へんがため誇大に吹聴しある事實と併せ考へると矛盾もまた甚だしいと言はねばならぬ。

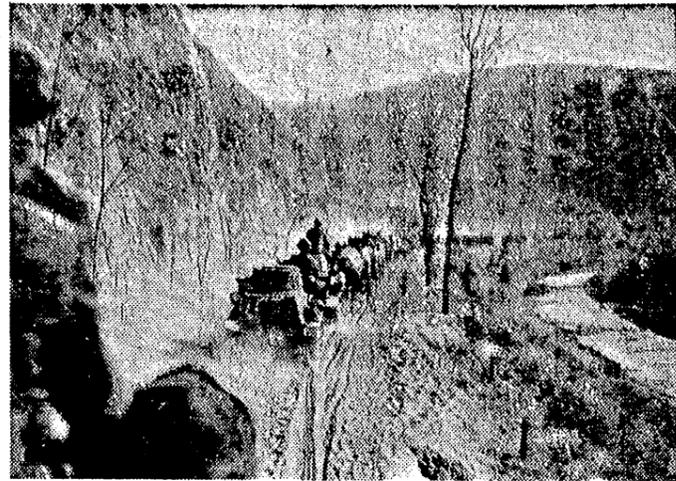
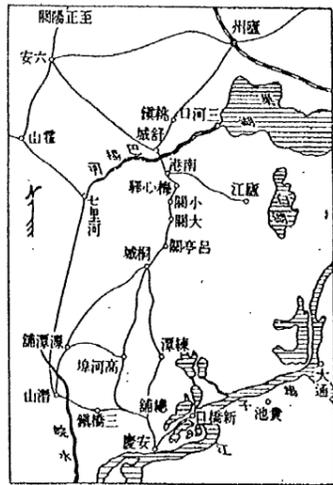
我が軍は何等の損害なくこれに對處してをり、さらに一部を以て支那良民に協力し黄河河畔に於て應急の

京漢線附近要圖



揚子江方面
 1. 五月十四日の麻州占領以來、靜かにその銳鋒を收めてゐた我が部隊は、六月六日その先遣部隊を以て麻州を出發し、安慶に向つて、一路攻略の途に上つた。九日早くも舒城を攻略、ついで十日拂曉より舒城西南地區に於て頑強に抵抗する敵を撃破しつゝ、巴陽河を渡河して敵を急追、潰滅的打撃を與へた。巴陽河附近に於て敵の遺棄せる死體約一千に達した。敵は極心驛南方高地一帯に數線に陣地を占領し頑強なる抵抗を企てたが、我が軍は十日夕より猛攻を開始

し十二日遂にこの陣地帯を突破して猛追撃を敢行、敵に追尾しつゝ十三日一舉桐城を攻略した。軍はさらに潛山に向つて急追中である。
 2. これよりさき、揚子江上に活躍中であつた我が一部隊は、海軍と協力の下に十一日午後二時頃その先頭船團を以て大通附近を通過し、十二日午前二時頃安慶東北約四里新橋口附近に敵前上陸を敢行、續いて泥濘を冒し、湖沼地帯を突破して十二日午後八時安慶市街に突入、十三日午前七時完全に掃蕩を終りこゝに安徽省城は全く我が手中に歸した。



前 進

對策を講じ、蔣政權の大暴虐より無辜の民衆を救済すべく努力中である。
 離海線方面
 1. 開封方面より挺進せる部隊は、十日鄭州東南方約六里、張庄街西方に於て京漢線を爆破した。
 2. 通許方面より挺進せる部隊は、十二日、新鄭東南約二里の龍花村に於て鐵道橋を爆破、京漢線を遮斷した。
 3. 黄河堤防決潰氾濫の状況
 敵の破壊せる堤防は中牟の北方五庄附近及び鄭州北方許家堤附近の二ヶ所で、前者は十數ヶ所、後者は數ヶ所の破壊點がある。
 水勢のために破壊孔は漸次擴大され五庄附近では落差一米その幅約百五十米に擴大した模様である。濁水は主として賈魯河及びその東方の無名河に沿ふ地區に氾濫し中牟附近では幅約二十軒、尉氏附近は幅約八軒、その中間は幅約四軒で流速は尉氏附近に於て約一米五十である(十四日の情況)。民國二十年(昭和六年)の大洪水に於ては、遠く河南の平原から固鎮、鳳陽方面を経て黄海に亘る未曾有の廣大なる地域に及んだが、いま再びこの大災害を自國民の上に投げんとしてゐる。

要衝安慶を衝く

海軍省海軍軍事普及部

徐州會戰に於ける皇軍の決定的勝利は、今やその範圍益々擴大され、開海鐵道の大半は既に我が陸軍の手中に歸し、陸軍大部隊は更に京漢線南段に向つて殺到せんとしつゝある。この間にあつて、帝國海軍は嚴然として支那沿海を睥睨し、我が江上進攻部隊は蜿蜒として支那大陸を二分する大揚子江上にあつて、日夜絶大なる困難を排しつゝ奮闘を續けてゐる。

國民政府は曩に皇軍の疾風迅雷の一大進撃に抗し得ずして、「到底抗戰の勝利」(到底は最後まで、徹底的にの意)を口にしながら敗退に次ぐ敗退を續け、遂に首都南京を放棄し中央機關を四分五裂して漢口、重慶に移し、僅かに餘命を保つて來たが、この總本部たる漢口も徐州會戰の慘敗によつて直接我が軍の面前に斷末魔の憐れな姿をさらけ出すに至つた。こゝに至つ

て國府の狼狽はその極に達し、事態收拾の術なく遂に「日本飛行機の爆撃を避けるため」と稱し、去る四日、一般市民の避難を命ずるに至つたので、全市は物情騒然、大混亂の様相を深刻化したのであつた。

我が海軍江上進攻部隊は、この時に當り、いよいよ機熟せりと、猛然その威力を發揮し、空軍部隊の果敢なる協力を得て、陸軍進撃大部隊に呼應し濁水を蹴つて敵陣雨飛の中を物ともせず、まづ安徽省安慶に殺到、頑強極まる敵の抵抗を排除して敵前上陸を敢行し、激戰を隨所に展開しつゝ陸軍と協力し遂にこれを占領獲得したのである。

安慶は蕪湖上流約百八十里、略、上海漢口を結ぶ直線上にあり、漢口より僅か三分の一を餘す揚子江北岸の重要地點である。我が海軍部隊によるこの占領は、正に抗日蔣政

權にとつて多大の脅威を與へるものである。

我が海軍は、折からの増水期を利用して、遠巡休むことなく更に上流に向つて、果敢な進撃を續行しつゝあるのであるが、江岸に頑敵を控へ、各種機雷の掃海封鎖線啓閉等の難事業を敢行しつゝ、或ひは沿岸砲臺と戦鬪を交へ、或ひは陸戦隊を揚陸して炎暑を冒して進撃する困難さは、實に戦史に類を見ないところであつて、その苦衷は蓋し察するに餘りあるものがある。

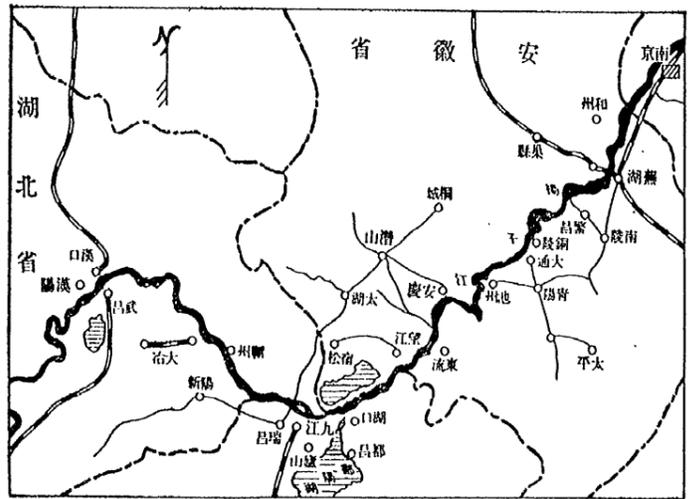
中支戦鬪の進展に伴ひ、帝國海軍艦艇は長江筋に於ては福山、江陰、鎮江等の重要砲臺を粉砕し、嚴重極まる江陰の封鎖線を啓閉し、數百に餘る機雷その他敵艦武裝ジャンク等を屠りつゝ、昨年十二月十三日には陸軍部隊と前後して南京下關にその姿を現はし、江北に退却せんとする數萬の敵兵を殲滅した。南京攻略後、我が江上作戦部隊は寸時の休みなく長江上流に向つて進攻を續け、敵軍の渡河を斷念せしめ、沿岸の敵陣地を片つぱしから潰滅しつゝ蕪湖に進み、本年一月十日には早くも蕪湖上流約四十キロの荻港を突破して六金剛鎮附近の敵前水路啓閉を敢行し、同月十六日には敵

が機雷敷設本部として南京より移轉した大通附近に達し來襲する敵爆撃機を物ともせず、黙々として決死的敵前掃海作業に當り、或ひは敵陣に對して銃砲撃を加へ、銳意長江遡江作戰に邁進しつゝあつた。

安慶攻略も實に連日連夜苦闘に苦闘を重ねた努力の集積であり、危険を冒し、幾多の苦心を重ねた結果である。一方この江上作戰に對し常に甚大なる協力をなしつゝある海軍航空隊の活躍は、特筆大書すべきもので悪天候を冒し爆撃、來襲機の驅逐撃退などその奮闘は感激措く能はざるものがある。今や抗日の本據漢口の危機は刻々に迫りつゝあり、既に去る六月九日國民政府は中央機關各部を重慶、昆明及び湖南西部等に再び移すべく餘儀なくされたことは實に皇軍の威風赫赫たるを示すものである。最近に於ける我が江上作戦部隊の活躍、海軍航空隊の南支に對する爆撃等を摘録すれば次の如くである。

江上作戰

六月一日江上艦艇は、洋山磯附近で機雷數箇を發見



し江岸の敵と交戦しつゝこれを處分、同月二日前日に引續き我が艦艇は洋山磯附近で機雷三箇を處分しつゝ江岸の敵部隊と交戦、大通附近でも敵陣を攻撃しつゝ掃海作業を敢行、同三日艦艇は太子磯、大通方面のジャンクを撃破した。同月四日航空部隊は江上艦艇に協力し大通附近に來襲した敵空軍を殲滅し、艦艇は鐵板洲、大通附近の掃海を行ひ機雷數箇を處分、洋山磯方面では江岸から野砲を以て交戦する敵に大なる打撃を與へこれを沈黙せしめた。一方空襲部隊は安慶、九江飛行場を襲撃大損害を與へた。

同月六日洋山磯附近陣地の敵集團部隊を攻撃しこれを潰走せしめた。同月九日新開溝附近に進出した一部艦艇は頑強な敵の抵抗を排して大通港内に進入、機雷敷設關係施設を徹底的に爆撃して、海軍航空隊は直接江上艦艇の進出を援助し兩岸陣地を爆破した。夕刻敵飛行機四機が襲撃して來たが、直ちに撃退した。

同月十日江上艦艇は王盤洲附近まで進出、我が航空隊は、江上艦艇に協力兩岸陣地砲臺に據る敵兵を制壓して敵に多大の損害を與へた。

同月十一日江上進攻戦を列國に通知する一方、帝國海軍揚子江進攻部隊は陸軍進出部隊と最も緊密な連絡の下に、同日進出を開始、折柄の悪天候を冒し兩岸敵陣地を制壓しつゝ、水路の危險物を除去して猛進し遡江を續け、十二日陸軍部隊の安慶東方地區敵前上陸を大成功裡に完了し、さらに進出部隊は午後一時半安慶江岸施設の一部を占領したのである。

十三日揚子江進攻部隊は休む暇なくさらに遡江進撃を續けつゝある。一方、海軍陸戦隊は戦果を擴張安慶市内を掃蕩又十三日占領し、陸軍部隊と連絡を確保した。早朝上陸の海軍特別部隊は陸戦隊と連絡、午前九時安慶飛行場を占領した。海軍航空隊は終日悪天候を物とせず揚子江進攻部隊と協力し江岸殘敵を爆撃し制壓するとともに進撃作戦を支援しその進出を援助した。

航空戦

六月一日
我が海軍航空隊は、引つゞき廣東方面に於て粵漢鐵道を攻撃した。琶江口南方に於てガソリン輸送中の

貨車を爆撃、これを爆破せしめた。又その附近の隘路を爆撃、線路數ヶ所を爆破した。

六月二日

海軍航空隊は次のやうな活動をなした。
一、南雄飛行場を攻撃に向つた部隊は、數十の直撃弾により附屬建物の大多數を爆破し飛行場滑走路を爆破した。

二、廣東、九龍間自動車道路及び軍用自動車を攻撃した部隊は、銃爆撃により軍用自動車二十輛を破壊し道路十數ヶ所を爆破した。

六月三日

海軍航空隊は浦城、建甌、長汀、龍巖の各飛行場を襲撃し飛行場及び附屬施設を爆破した。

六月四日

一、廣東に於ける軍事施設を攻撃に向つた部隊は、熾烈なる防禦砲火を冒し、極めて正確な爆撃により省黨部重要建物を爆破炎上せしめ、無電局をも爆破炎上せしめた。又保安總隊本部及び公安局を爆撃之を徹底的に爆破した。廣東市内

には重要軍事施設多数散在し航空機に對する高角砲、機銃陣地は市内外到る所に散在し全市要塞化する感がある。

二、廣九鐵道石龍、常平等の要衝を爆撃した部隊は、直撃弾により線路數ヶ所を爆破し切斷又は埋没せしめた。

六月五日

一、柴田大尉、森、田中空曹等の率ゐる一隊は、江西省玉山、麗水飛行場を爆撃滑走路格納庫等に爆撃の雨を降らして甚大な損害を與へた。

二、勝見大尉の指揮する南陽(河南省中北部鄭州縣北)攻撃部隊は、折からの悪天候を征服して目的地南陽飛行場に達し、地上に待機中の敵中型機七機に對し爆撃を行ひ、うち五機を爆破した。なほ同飛行場滑走路諸施設に對しても多大の損害を與へた。

三、廣州市附近軍事施設を攻撃した部隊は、省政府、市政府を爆撃し、黄沙線をも前日に引續き爆破し、市外白雲飛行場所屬格納庫群及び滑走路を

爆撃し多数命中弾により之を爆破した。

四、粵漢鐵道方面を攻撃に向つた部隊は、黃村驛附近に於ける軍用建築群に對して極めて有效な爆撃をなし大部分を爆破した。西村驛附近發電所を攻撃せる部隊は直撃弾により之を爆破した。

五、廣九鐵道攻撃部隊は石龍驛附近鐵橋を爆撃し橋脚に數弾命中、之を爆破したほか線路數ヶ所を爆破した。

六月六日

海軍航空隊は廣州市内外の軍事施設に對し徹底的爆撃を行つた。市内外の敵防空砲臺から極めて熾烈なる銃砲撃を受けたが、全機無事歸還した。爆撃した箇所及び之に與へた損害次の通り。

一、廣州市發電所を爆撃し重要建物を爆破炎上せしめた。

二、省黨部を爆撃し直撃弾に依り重要部を爆破。

三、電話本局に對して極めて有效なる爆撃をなし之を爆破。

四、保安總隊本部に數弾命中之を爆破。
五、東山飛行機修理工場に對して十餘弾を投じ之を爆破炎上せしめた。

六月七日

海軍航空隊は引續き廣東方面に於て敵軍の施設に極めて有效な爆撃を行つた。

一、黎明時を期して廣東攻撃に向つた部隊は、天河飛行場及び第一製彈所を爆撃し、天河飛行場に於ては兵舎、格納庫その他多数の附屬施設を爆破し、第一製彈所に於ては數棟を爆破した。

二、午後再度爆撃に向つた部隊は、市政廳、増歩工場地帯、小港高角砲陣地等を爆撃した。市政廳に數弾命中大破し増歩の工場地帯に大小數十弾を命中せしめ莫大な損害を與へた。小港高角砲陣地を爆撃した部隊は之を粉砕した。この日地上防空砲火は從來の如く極めて熾烈であつたが、全機無事、有效な爆撃をなして歸還した。

六月八日

海軍航空隊は引續き廣東方面において極めて活潑

な活動をなした。七日夜から八日早朝に至る數次の夜間襲撃に次ぎ、八日午前、午後の三回にわたる廣州市内外の空襲をなし、また八日午前粵漢鐵道を

も爆破した。この間晝間廣東襲撃に際しては、極めて熾烈なる地上砲火を受けたが全機何等の損害なく無事歸還した。

一、廣東夜間襲撃部隊は天河飛行場格納庫及び修理工場を爆撃、これを爆破し増歩硫酸工場、電力工場を爆撃炎上せしめ、硫酸工場にも大損害を與へた。

二、廣州市晝間三回にわたる攻撃部隊は中山記念堂北方軍需施設を爆撃、これに多大の損害を與へ、増歩電力工場を爆破し、また河南高角砲陣地を爆撃多数の命中弾をもつてこれを破壊した。

三、粵漢鐵道攻撃部隊は樂昌北方山峽地帯を爆破し、斷崖に大破口を生ぜしめ、また極めて大きな斷崖崩壊により廣範圍にわたる線路を埋没せしめた。なほ直撃弾により線路數ヶ所を切斷

六月九日

し、トンネル入口を爆破崩壊せしめた。
海軍航空隊は引き続き南支方面に於て左の攻撃を続行した。

一、廣東市攻撃隊は黃沙驛及び市政府に對し、各數彈の命中彈により前數回の爆撃により與へた被害をさらに擴大した。

二、白雲飛行場攻撃部隊は飛行場兩側の格納庫群を爆撃し直撃彈によりこれらを爆破炎上せしめた。

三、韶關攻撃部隊は韶關兵工廠を爆撃、その一部を爆破した。また韶關飛行場を爆撃しその一棟を大破、ガソリン庫を炎上せしめた。

四、廣九鐵道石龍驛を襲撃せる部隊は、驛建物構内線路に徹底的爆撃を敢行し建物數棟を爆破、線路數ヶ所を切斷した。

五、南支方面各地飛行場を攻撃した部隊は建甌、浦越、龍巖、長汀、廣昌各飛行場を爆撃、滑走路

を爆破した。
六月十二日

海軍航空隊は引き続き廣東方面を攻撃した。

(一) 粵漢鐵道、廣九鐵道方面交通機關攻撃部隊は、江村附近鐵橋を爆撃橋端を爆破し、又石灘附近鐵橋の一部を爆破した。

(二) 從化飛行場攻撃部隊は格納庫、燃料庫、爆彈庫、兵器庫を爆破し飛行機滑走路をも爆破した。

(三) 福州軍事施設攻撃部隊は兵工廠を爆破し數ヶ所を炎上せしめた。

(四) 馬尾攻撃部隊は造船所及び要港部司令部を爆破した。

六月十三日

南支方面に於て十三日左の攻撃をなした。

(イ) 廣東北方粵漢鐵路攻撃部隊は郭塘驛倉庫を爆撃、線路數ヶ所を爆破。

(ロ) 福建方面航空施設攻撃部隊は福州、惠安、建

甌各飛行場を攻撃し飛行場滑走路を爆破。

封鎖戰

六月一日

五月三十一日夜芝罘の海軍陸戰隊は、「匪賊約千名來襲す」との報に接し嚴戒中のところ、同日午後十時三十分芝罘市西部に夜陰に乗じて敵襲があり、敵匪千名は二隊に分れ〇〇警備區二ヶ所を分襲陸戰隊警備中の發電所にも若干來襲した。

我が陸戰隊は直ちに行動を開始し西砲臺方面に對する艦砲の射撃と相俟つて六月一日午前四時頃までに敵を撃退した。

午前六時に及び偵察の結果、西砲臺附近に敵影を見ず、本戦闘に依る敵の損害は多大で發電所附近にカーキ色軍服の敵死體が遺棄してあつた。我が陸戰隊及び居留民に被害なし。

六月三日

黃海沖で支那沿岸の交通遮斷に従事中の帝國海軍

艦艇は、六隻の砲及び小銃を以て武装し鐵板を以て充分の防禦をしてゐる大型ジャンクの攻撃を受け直ちに反撃、航空機支援の下にこれら三隻を燒却一隻を爆撃大破せしめた。

帝國海軍艦艇は支那沿岸交通遮斷に當り良民の生業に對しては好意的態度を持って來たことは數次の聲明により世人の認めるところである。最近廣東方面に於て海上ゲリラ戰を開始し武装ジャンクを以て攻撃を企てゝあるが、帝國海軍艦艇はこれらに對して斷乎殲滅するの實力を常に保有してゐる。

六月四日

海南島北方海面に於て交通遮斷に従事してゐる帝國海軍艦艇は、砲及び小銃を以て武装せる八隻の大型ジャンクが抵抗して來たのでこれを撃破した。

鄭州の經濟的地位

外務省情報部

はしがき

暴戻容共抗日軍の掃蕩は、忠勇なる皇軍の奮戦で極めて迅速に進捗し、中原の一半は既に我が軍の手に歸し、河南省の要地鄭州にもやがて日章旗が掲げられるだらう。この際、鄭州がどんなところであるかを解説することは時の問題として相當の意義があらう。鄭州を語るに先んじてその豫備工作として河南省についてちよつと述べておく必要がある。

支那では昔から「中原の鹿を射とめた者は天下を取るもの」とされてゐるが、その中原といふのは今の河南省一帯の地を指すのであつて、これは實に適切な名稱である。あの廣い支那にも、一望千里の沃野がかくまで打開してゐる地方は他に求めても見出すことは出来ない。今でも

この地方は中部支那といはれるが、太古は漢民族の國をなした中央部であつた。天下の英雄豪傑が、この沃野を手に入れて四方に號令しようとしたのは自然のなりゆきであつたのである。さういふわけでこの地方が、支那文化の搖籃の地となり、支那歴史の大舞臺となつた次第である。この地方を貫流する黄河は數千年來上流から沃土を運び來つて漢民族及び漢民族の文化を育てたのであるが、その半面この河の氾濫がどれだけ多くの漢民族を殺したかわからない。漢民族の諦めのいゝ點はこの自然界の不可抗力に教へられたところが多いやうに考へられる。

支那歴代の名君賢相がこの水害を防ぐために、如何に苦心し、如何に莫大な費用をかけたかは、支那歴史を讀んで誰もが知りぬいてゐるところであり、今なほ内外

(30)

の志士仁人は治水に心をくだいてゐる。然るに黄河の水害に最も意を用ひなければならぬはずの國民政府の軍隊が、この堤防を破壊して皇軍の前進を妨げようとするに至つては、全く呆れはてた仕事といふのほかはない。溺れる者は藪をもつかむとはいふものゝ、それによつて自分等の同胞が死ぬか、または非常に悲惨な目に遭ふことを、十二分に知つてやつたのであるから、單に人道問題などといふやうな、なまやさしい言葉だけでは片付けられない。

中原の地、沃野の河南省は、河北、山東、江蘇、安徽、湖北、陝西、山西の七省に圍まれ、緯度は北は東京、南は鹿児島灣にほぼ該當する位置に在るが、大陸的氣候の關係で夏はすこぶる暑く、冬も相當に寒氣が強い。

面積は約六萬八千方哩、その廣さは我が朝鮮と大差はない。人口は二千五百萬人といはれるが、正確な調査は出來てゐない。耕地面積は水田七、八〇二、〇〇〇畝、畑地一〇五、一七九、〇〇〇畝合計一二二、六九一、〇〇〇畝と計上され（畝は我が國の約二百坪に當る）、全國各省の第一位を占め米、大麥、小麥、高粱、粟、玉蜀黍、甘藷、大豆、茶種、落花生、葉煙草、棉花などが出來、

牛の多いことも山東省に次いで全國の第二位に在り、牛皮の産地として知られてゐる。

本省は農産物が豊富なばかりでなく、西北部地方には多量の石炭が産出し、鐵や硫黄も出る。また最近の戰場としてあまねく我が國民に知られた歸德、蘭封、開封、鄭州一帶の隴海鐵道沿線地方は天然曹達の産地として有名である。

鄭州の地の利

河南省には幾多の河川があつて水利の便に恵まれてゐるが、揚子江のやうに大きな汽船が自由に航行するだけの河はなく、黄河のやうな大きな河でも帆船が通ずるに過ぎない。故に近代交通運輸の機關としては鐵道によるほかない。この必要に應じて京漢鐵道と隴海鐵道との二線が敷設されるに至つた。

京漢鐵道は北京と漢口とを結ぶ本線と、北京附近にある短距離の五つの支線と、舊名を道清鐵道とよばれ數年前京漢鐵道に合併された黄河の北方新郷から左右に出でゐる支線とがあり、隴海鐵道は江蘇省北端の連雲港から甘肅省の首都蘭州に達するもので、目下陝西省の西端、

(31)

甘肅省境に近い寶雞まで開通してゐる。この縦横に走る二大幹線の交叉點が鄭州驛である。そして京漢鐵道本線は一、二五五軒であり、隴海鐵道の既成線は一、二二五軒であつて、鄭州は兩線ともほぼその中間に位置してゐる。

清朝の光緒三十一年(明治三十八年、西曆一九〇五年)京漢鐵道本線全通後、鄭州は鐵道の餘慶を蒙つて漸次繁盛に向ひ、民國十一年(一九二二年)對外貿易地として支那が自發的にこの地を開放したので、一段と景氣を添へ、さらに隴海鐵道の敷設されるに至つて、益々發展の氣運が加はつた。これは省内東部各地との往來が便利になつたことも無論その原因の一つではあるが、西方の奥地陝西、甘肅二省との新たな交通運輸關係の發生がさらに大なる好影響をもたらしたものである。

古くから河南省と陝西、甘肅二省方面との交通商業關係のあつたことはいふまでもないが、隴海鐵道開通前の商業系統は主に陝西省の大部分で、主要物資の多くは漢水を通じて漢口に出で、その歸航に種々の商品が漢口から移入されてゐた。また甘肅省は黄河上流、山西省の北部を通じて北京天津との間に行はれた取引が相當多額に上つてゐたが、新交通機關の發生によりその系統が餘程

變つて來たのである。そしてこの傾向は年とともに濃厚になりつゝある。

鄭州の過去と現在

鄭州は禹の時代に豫州と呼ばれた地方で、五代の後周の國都がこの附近にあつた。現存する鄭州城は周圍が二里にも足らず、しかも城内には相當に廣い加地があるといふ有様で、誠に貧弱な小邑になつてしまひ、後周皇室の御庭燒で「雨過天青」と名づけ、「薄きこと紙の如く、光は鏡の如く、堅くしてその音は磬の如し」と激賞された柴紫といふ、陶磁史上世界的に有名な青磁が燒かれた舊都としての面影すら止めないまでに寂れてゐた。なほ南方の許州や西南方の禹州は昔立派な陶磁器の産地であつた。久しく小邑化してゐた鄭州も、鐵道の敷設で元氣を盛りかへし、城壁から西方停車場に至る半里ばかりの一帶は、今では人家がうち並び城内の二倍以上の地に商業上の生氣發刺たる新市街が出来たばかりでなく、縣政府のほかに附近數縣を管轄する行政督察專員公署、軍事機關などが設けられ、官廳所在地としても省政府所在地の開封に次ぐに至り、そのほかに豫豐紗廠と稱する資本

金三百萬兩の紡績織布工場をはじめ、卵粉工場、製粉工場、製革工場その他の工場が出来るなど、各方面に非常な發展ぶりを示し、十年あまり前までは一萬餘の人口に過ぎなかつたものが、最近は十萬近くに上つたといふ状態である。

鄭州の西方奥地、すなはち山西省西南部、河南省西部、陝西省中部及び南部各地には、優良な棉花を多量に産し、その大部分が鄭州を集散地とするが故に上海、漢口との間にその取引が盛んに行はれ、その出廻り時期は「棉の鄭州」といふやうな感じがするくらいである。また省内及び陝西方面から牛皮、羊皮のこの地に集散するものも非常に多くなり、これ等の商品買付けのため、排日の盛んでなかつた頃は邦商の出張所が設けられたり、その期節に出張員が出たりしてゐた。

今や容共抗日の國民政府軍は皇軍に打破られて河南省から驅逐されつゝあるから、この地で邦人が再び日支共榮共益のために活躍するのに近いことであらう。因に事變前に同地に在留した邦人は二十名ばかりで、全く排日運動のなかつたころには百名以上居住してゐたこともあつた。

發展性に富む鄭州

河南は農産原料品が豊富であるから、將來適當な地でその加工品が製造されることが豫想される。そしてその加工に必要な燃料は省内西北部から石炭が多量に産出するので、この方面には何等の心配もない。また河南、陝西、甘肅の三省は牛皮、羊皮のやうな獸皮の豊富な産地であるからして、河南省に於て製革工業が盛んになる可能性が多い。前に言つたやうに山西西南部、河南西部、陝西の中部及び南部から多量の優良棉花の出ることは、河南に於て紡織工業の發展が豫想される。また隴海鐵道の延長に伴ふ奥地産業の開發は、購買力の増進が期待され、商品の移入は年とともに増加するのは自然の勢ひである。これらの商工業と鄭州の位置その他の條件を考へて見れば、鄭州の前途は實に洋々たるものがあると思へる。そればかりでなく、黄河は山西、陝西の省境から、その下流京漢鐵道の鐵橋までは到る所に非常な落差を持つてゐるから、これを利用して水力電氣事業を鄭州で計畫することも決して望めないことでもあるまい。

轉じて東の方に目を注いで見れば、濼州の東の連雲港

が奥地河南、陝西、甘肅諸省の吞吐港として活躍することになれば、その結果は、青島港の繁榮が濟南に反影した如く、鄭州に利するところが少なくないであらう。連雲港は最近三千噸級の汽船を碇泊させることが出来るやうになつたのであるが、その口が浅くかつ時局の關係や、利用方法の行届かないため、まだ港としての機能を發揮するに至らず、今のところでは、海州港がこれまで帆船碇泊地として利用されたのと、大なる差がない程度のものに過ぎないが、今後時局が平靜に歸し、隴海鐵道當局や連雲港關係者が適當な方策を講ずれば、必ず相當な成績を挙げ得るに至るものと豫測される。

支那事變と鄭州

これまでの鄭州は、なんといつても漢口との關係が最も深かつた。しかし今後當分は戰爭關係で、移出品を漢口に出すことが頗る困難となり、移入品を漢口で仕入れることも出来なくなるのは想像に難くない。また漢口と陝西方面との取引も、同様の意味に於て當分絶對状態に陥るであらう。さうなつた場合の鄭州はどうなるかといふと、従來の漢口との關係は上海、青島、天津の何れか

に振り替へられて需要供給の處理方法が講ぜられなければならぬ。勿論平時漢口との間にあつた移出入状態が、そのまま他の地に移されることは望み難く、數量の上では相當の低減を見るべきは明らかである。

しかしまた、他方面に於て、漢口の一時的休業状態に因る鄭州と陝西省方面との取引の増加も考へられる。それは陝西方面としては産物を死蔵し、必需品の購入を停止することは、非常な苦痛で一時も早くこの苦境から脱却しようとする結果が、自然に鄭州との取引關係を密接にさせることになるのである。

陝西方面から仕入れるものや同方面に仕向けるものも、矢張り鄭州と漢口との在來の關係を上海、青島、天津に振り替へると同様の仕末で前記の諸港に肩替りをして貰はなければ、別に方法がないのである。一方北支や上海その他の日本軍占領下に移つた地方は、關稅率の引下げで商賣がしよくなつたのと、その土地の商人は復興に懸命の努力を拂ひつゝあり、日本側並びに新政權當局者もその助力に非常な意を用ひてゐるから、机の上で想像するやうにはすらくとは行かないにしても、或る程度希望に副ふだけのことは、何とか處理されるものと

期待してよからう。

勿論交通の不便、物品の消化供給はこの混亂時代のことであるから、到底意に任せないのは當然である。それは各地ともに大同小異と見られるが、漢口の閉塞状態から来る鄭州の一種の有利な立場とでもいふべき點から見て、鄭州の復舊工作は他の地方よりは比較的に樂ではなからうかと観測される。

鄭州の背後地問題

平時、非常時の兩面に於て、鄭州は樂觀され、またはあまり悲觀されない立場に置かれてゐるが、二つの場合ともに背後地である陝西、甘肅二省との關係を離れて考へることは出来ない。

平時状態に於て陝西省は渭水、洛水、漢水の沿岸地方に一億數千万斤の棉花を産するのであるが、たとへ産額は何等戰爭の悪影響を受けずにしても、各地紡績の休業するものが多いのに鑑み、その消費量も非常に低減する。その他の麻、落花生の如き同省主要農産物の販路も、大體同様の状態に陥るものと見るべきも、獣皮、羊毛は適當の方法が講じられれば、何とか捌きがつきさう

に思はれる。石油に至つては、延長縣その他に産する二千桶(桶四十二ガロン)足らずのものは、輸入品の輸送不自由の折から地元や中北支で苦もなく仕末がつくであらう。總じて支那の奥地は延取引に慣れてゐるから、混亂状態があまりながく續かなければ、さほどひどく困るやうなことはないと思はれる。

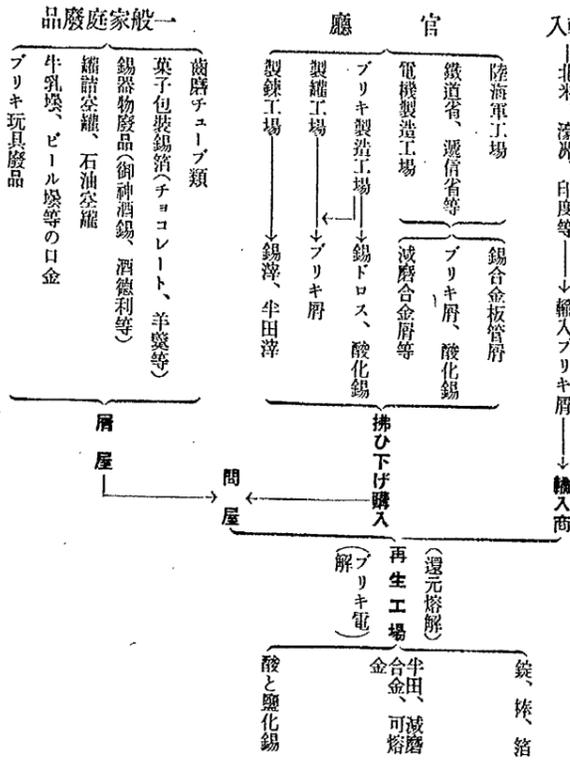
甘肅省の輸移出主要品としては、藥劑、羊毛、羊皮、牛皮、煙草などであるが、その中の最も主要品目である羊毛や羊皮、牛皮は陝西省同様さほど憂ふことはあるまい。或ひは案外巧妙に立廻つて適當に處理してゐるのではないかと考へられないこともない。

要するに現下の戰時状態そのものに對しては、この二省は比較的の影響が輕いはずだが、共產黨の勢力下にゐる土地といふ點から、この地方に於て現在共產黨がどんな處置を取つてゐるかが不明のため、この角度からの観測は頗る困難である。

將來のこの二省は鐵道の延長とその合理的利用、並びに爲政者の方策宜しきを得ることの二條件が備はれば、生産の増加、生活の改善が期待され、それが鄭州方面に好く反影するものと見るべきである。

入 輸 — 北米、瀋洲、印度等 — ↓ 輸入ブリキ屑 — ↓ 輸入商

錫の巻
 チューブまでするな
 錫は銅と合金すれば青銅となり、銅鐵と合金すればブリキとなり、防濕、防蝕用として鍍金され、兵器類の軍需工業になくしてはならない金属である。我が國では従来でもざつと年額一萬噸の錫が必要なのに、一千八百噸しか生産されず、廢品から回収される總額も二千噸内外と見られ、昭和十一年には四千六百噸も輸入してゐる有様。だから錫の代用品を使ふことを考へる一方、錫器の廢品や齒磨チューブ、菓子包装錫箔、ブリキ屑等の回収につとめねばならない。



最近公布の法令

内閣官房總務課

◇厚生省官制中改正ノ件 (四月十八日公布勅令第百五十四號)
 厚生省に職業部を設置するに伴つて、職業紹介その他事務の需給調整に関する事項は職業部の主掌事項とし、軍事扶助に関する事項は従來社會局に於ても執掌し得る述前であつたのを臨時軍事援護部の専管事項とするため、これ等の事項を社會局の所掌事項より削除したものである。
 厚生部内臨時職員設置制中改正ノ件 (四月十八日公布勅令第百五十五號)
 臨時厚生省二職業部ヲ設置スルノ件 (四月十八日公布勅令第百五十七號)
 職業紹介行政の円滑な施行を期せんがため、臨時厚生省に職業部を設置し、職業の紹介、失業の救済その他事務の需給に関する事務を掌らしめ、その職員として部長一人、書記官二人、事務官一人、理事官三人、技師二人等を置き、又職業紹介の聯絡統制に関する事務に従事せしめるため職業官を置き事務官又は理事官を以て之に充てることとし、且つ従來社會局に属した失業應急施設に関する事務及び職業適性研究に関する事務に従事する者は職業部に属せしめられることなるので之を厚生部内臨時職員設置制より削除したものである。

昭和十二年勅令第六百二十四號臨時厚生省二臨時軍事援護部ヲ廢止ノ件 (四月十八日公布勅令第百五十六號)
 傷兵保護院官制 (四月十八日公布勅令第百五十八號)
 委任文官特別任用令中改正ノ件 (四月十八日公布勅令第百六十號)
 傷兵保護院ノ職員ノ特別任用等ニ關スル件 (四月十八日公布勅令第百六十二號)
 今次の支那事變に因り傷兵軍人は相當の多數に上り、従來の傷兵軍人と併せ、之に對する保護方策を樹立實施することは現下各般の狀況に鑑み最も緊要なことであつて、しかもその施設する事項は療養、職業保護その他複雑多岐に亘りその内容も特殊専門的取扱を要する事項が多いので、その對策實施の萬全を期するため、厚生大臣の管理に屬する傷兵保護院を設置し同院には總裁官房、計費局及び業務局を置き、職員として總裁(親任、名譽官、副總裁一人、局長二人、秘書官一人、書記官五人、事務官五人、理事官五人及び技師十人等を置き、又顧問五人以内を置き傷兵軍人の保護に關する重要事項に參謀させ、その他參與、専門委員等を置くこととし、職員中理事官はその職務の性質上判任官以上の官に在職して行政事務に従事し相當經驗を有する者の

中より任用し得ることとし、又副總裁、局長及び事務官はその職務に必要な知識経験を有する者の中から任用し得ることとしたものである

◇高等官等補給令改正ノ件 (四月十八日勅令第百五十九號) ◇大藏省官制改正ノ件 (四月十九日勅令第百六十二號)

外國爲替管理事務及び外國貿易統計の整備改善を計ると共に臨時の増徴並びに租税負擔の軽減等に關する臨時措置を爲すに伴ひ、これ等の事務に從事する職員として大藏省に事務官一名、技師二名、屬三十名、技手三名を増置し、又外國爲替管理の違反行為の實地検査に當るべき職員として新たに爲替管理官二名、爲替管理官補四名を配置することとしたものである

國民貯蓄獎勵局官制 (四月十九日勅令第百六十五號) 高等官等補給令改正ノ件 (四月十九日勅令第百六十四號)

現下の我が國經濟財政上國民の貯蓄を奨励し資本の蓄積を豊富ならしめるの要緊切なるものがある(週報第八十一號)以後の國民貯蓄獎勵令(今回大藏省に外局として新たに國民貯蓄獎勵局を設け貯蓄獎勵に關する事務を掌らしめることにした)もので同局は大藏大臣の管理に屬し長官(大藏次官を以て充てる)、次長一名(勅任)、書記官二名(委任)、事務官三名(委任)、屬十五名(勅任)等の職員を置くこととしてある。なほ日本官制の制定及び前記爲替管理官の設置に伴ひ高等官等補給令に所要の改正が加へられた

◇花柳病預防法及花柳病豫防法施行令ノ一部施行期日ノ件 (四月十九日勅令第百六十五號) ◇花柳病豫防法及花柳病豫防法施行令は、その一部は昭和三年九月一日より施行されたが、その未だ施行されない部分を四月二十日より施行することとしたものである

◇朝鮮總督府濟生院官制改正ノ件 (四月二十日勅令第百六十六號) ◇會計検査院書記臨時増置ノ件 (四月二十日勅令第百六十七號)

◇南洋羣島煙草稅令 (四月二十日勅令第百六十九號) ◇金雞納鐵錫條例改正ノ件 (四月二十一日勅令第百七十號)

◇從來准士官、下士官及び兵の初級は功七級で、武功を累ねるに從ひ准士官及び下士官は功五級、兵は功六級迄逐次進級せしめることが出来たのであるが、准士官、下士官の地位能力は向上し且つその責任も漸次重荷されて来たので、初級を功六級となし、且つ准士官の昇級し得べき功級を功四級となし、且つ陸軍少尉候補生を見習士官と同様尉官に準じて敘賜されることとし(以上の改正は昭和十二年七月八日以後の金雞納鐵錫の敘賜に付き適用される)、又軍中には兵に準ずべき者があるので、一般的に軍属は軍人に準じて敘賜されることとする等としたものである

◇外務省官制改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十一號) ◇外務部内臨時職員設置制改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十二號)

◇在外公館職員定員令改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十三號) ◇在外公館費用條例改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十五號)

◇在外公館通商局に於ける事務及び在外公館に於ける營業事務

の増加等に伴つて外務省に事務官二人、技師一人、翻譯官一人、屬五人、技手二人を増員し、外務部内臨時職員中在外公館修築に關する事務の増加及び滿洲國に於ける帝國の治外法權の撤廢その他に基づく職員の増減を行ひ、なほ在外公館の増置及び廢止に因る在外公館職員の増減及び在外公館費用條例中在勤加休に關する規定の改廢を行つたものである

◇昭和十二年勅令第六百八十一號在滿洲國大使館二教務事務官等ヲ置クノ件改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十四號)

在滿洲國大使館教務部の新設に伴つて、教育に關する事務従事の在外公館臨時職員中大使館理事官又は公使館理事官の一人及び書記生一人を同大使館の教務事務官一人及び教務書記一人に振り替へたものである

◇物價委員會令 (四月二十二日勅令第百七十六號) 支那事變下に於ける物價の適正を期するため、物價に關する重要事項につき調査審議し關係者に建議する機關として物價委員會を設けることとしたもので、本委員會は中央物價委員會及び地方物價委員會に分れ夫々商工大臣或は地方長官の監督に屬し、前者は商工省に、後者は道府縣毎に設置されることとなる。中央物價委員會は會長一人(商工大臣)、委員二十五名(關係各高等官及び學識経験者中より任命する)を以て組織されるが、なほ商工大臣は物價に關する特別の事項につき中央物價委員會の諮問に應ぜしめるため委員長(中央物價委員會委員長より任命する)及び委員若干名(學識経験者中より任命する)を以て組織する専門委員會を設けることとなつてゐる

◇陸軍軍需審議會令改正ノ件 (四月二十三日勅令第百七十七號) 陸軍航空本部長に代へ陸軍航空本部長をして、隨時陸軍軍需審議會に出席し意見を開陳せしめることとする等の改正を行つたものである

◇商工省官制改正ノ件 (四月二十三日勅令第百七十八號) 燃料局官制改正ノ件 (四月二十三日勅令第百七十九號)

高等官等補給令改正ノ件 (四月二十三日勅令第百八十號) 商工部内本省關係に於て石油の消費規正が實施されるに伴ひ、自家用瓦斯發生裝置の増加及び瓦斯事業の利用増加等を來す結果、取締事務が自ら増加すると、一面瓦斯事業法施行に關する事務移管に伴ひ燃料局よりの職員を組み替へる等の關係から商工事務官一名、商工理事官一名、商工技師三名、商工屬五名及び商工技手四名を増員し、燃料局に於て燃料に關する調査、資料等に關する事務を整備充實する必要があり、又人造石油製造事業法の施行、帝國燃料興業株式會社の事業開始、揮發油及びアルコールの混用實施準備等に關し新規事務が増加するので、これ等に從事する職員として事務官、統計官、屬及び統計官補各一名を増員し前記職員を組み替へに依り技師一名を減員したものである。なほ燃料局に於ける統計官の新規設置に伴ひ高等官等補給令に所要の改正が加へられた

年九月一日より施行されたが、その未だ施行されない部分を四月二十日より施行することとしたものである

◇稅關官制改正ノ件 (四月二十日勅令第百六十六號) ◇朝鮮總督府濟生院官制改正ノ件 (四月二十日勅令第百六十六號)

◇會計検査院書記臨時増置ノ件 (四月二十日勅令第百六十七號) ◇南洋羣島煙草稅令 (四月二十日勅令第百六十九號)

◇金雞納鐵錫條例改正ノ件 (四月二十一日勅令第百七十號) ◇從來准士官、下士官及び兵の初級は功七級で、武功を累ねるに從ひ准士官及び下士官は功五級、兵は功六級迄逐次進級せしめることが出来たのであるが、准士官、下士官の地位能力は向上し且つその責任も漸次重荷されて来たので、初級を功六級となし、且つ准士官の昇級し得べき功級を功四級となし、且つ陸軍少尉候補生を見習士官と同様尉官に準じて敘賜されることとし(以上の改正は昭和十二年七月八日以後の金雞納鐵錫の敘賜に付き適用される)、又軍中には兵に準ずべき者があるので、一般的に軍属は軍人に準じて敘賜されることとする等としたものである

◇外務省官制改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十一號) ◇外務部内臨時職員設置制改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十二號)

◇在外公館職員定員令改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十三號) ◇在外公館費用條例改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十五號)

◇在外公館通商局に於ける事務及び在外公館に於ける營業事務

の増加等に伴つて外務省に事務官二人、技師一人、翻譯官一人、屬五人、技手二人を増員し、外務部内臨時職員中在外公館修築に關する事務の増加及び滿洲國に於ける帝國の治外法權の撤廢その他に基づく職員の増減を行ひ、なほ在外公館の増置及び廢止に因る在外公館職員の増減及び在外公館費用條例中在勤加休に關する規定の改廢を行つたものである

◇昭和十二年勅令第六百八十一號在滿洲國大使館二教務事務官等ヲ置クノ件改正ノ件 (四月二十二日勅令第百七十四號)

在滿洲國大使館教務部の新設に伴つて、教育に關する事務従事の在外公館臨時職員中大使館理事官又は公使館理事官の一人及び書記生一人を同大使館の教務事務官一人及び教務書記一人に振り替へたものである

◇物價委員會令 (四月二十二日勅令第百七十六號) 支那事變下に於ける物價の適正を期するため、物價に關する重要事項につき調査審議し關係者に建議する機關として物價委員會を設けることとしたもので、本委員會は中央物價委員會及び地方物價委員會に分れ夫々商工大臣或は地方長官の監督に屬し、前者は商工省に、後者は道府縣毎に設置されることとなる。中央物價委員會は會長一人(商工大臣)、委員二十五名(關係各高等官及び學識経験者中より任命する)を以て組織されるが、なほ商工大臣は物價に關する特別の事項につき中央物價委員會の諮問に應ぜしめるため委員長(中央物價委員會委員長より任命する)及び委員若干名(學識経験者中より任命する)を以て組織する専門委員會を設けることとなつてゐる

◇陸軍軍需審議會令改正ノ件 (四月二十三日勅令第百七十七號) 陸軍航空本部長に代へ陸軍航空本部長をして、隨時陸軍軍需審議會に出席し意見を開陳せしめることとする等の改正を行つたものである

◇商工省官制改正ノ件 (四月二十三日勅令第百七十八號) 燃料局官制改正ノ件 (四月二十三日勅令第百七十九號)

高等官等補給令改正ノ件 (四月二十三日勅令第百八十號) 商工部内本省關係に於て石油の消費規正が實施されるに伴ひ、自家用瓦斯發生裝置の増加及び瓦斯事業の利用増加等を來す結果、取締事務が自ら増加すると、一面瓦斯事業法施行に關する事務移管に伴ひ燃料局よりの職員を組み替へる等の關係から商工事務官一名、商工理事官一名、商工技師三名、商工屬五名及び商工技手四名を増員し、燃料局に於て燃料に關する調査、資料等に關する事務を整備充實する必要があり、又人造石油製造事業法の施行、帝國燃料興業株式會社の事業開始、揮發油及びアルコールの混用實施準備等に關し新規事務が増加するので、これ等に從事する職員として事務官、統計官、屬及び統計官補各一名を増員し前記職員を組み替へに依り技師一名を減員したものである。なほ燃料局に於ける統計官の新規設置に伴ひ高等官等補給令に所要の改正が加へられた

◇陸軍軍人軍慰賜療養者給與規則改正ノ件
(四月二十三日公布勅令第二百八十一號)
從來の戦役に従事した患者の歸郷療養に關する規定の全般
的改正を行つたもので、陸軍軍人軍属で直接戦時又は事變
に關する勤務に従事し、爲に傷疾を受け又は疾病に罹つた
者に對し、陸軍の病院に於ける治療後歸郷療養をなした
場合、その療養中の給與につき規定したもので、歸郷療
養中俸給、給料又は手当及び一定の加給その他の給與をな
すことになつてゐるが、これに關して種々必要な規定が設
けられてゐる。
京都帝國大學官制中改正ノ件 (四月三十日公布勅令第二百九十七號)
九州帝國大學官制中改正ノ件 (四月三十日公布勅令第二百九十八號)
大正八年勅令第十七號九州帝國大學各學部ニ於ケル講座
ニ關スル件改正ノ件 (四月三十日公布勅令第二百九十九號)
大阪帝國大學官制中改正ノ件 (四月三十日公布勅令第三百號)
大阪帝國大學講座令改正ノ件 (四月三十日公布勅令第三百一號)
京都帝國大學に於て外務省文化事業部委託學生の學年進行
に伴ひ助手一名を増員したのと、九州帝國大學及び大阪帝
國大學に於て工學部航空學科の授業開始に伴ひ何れも航空
學ニ講座を増設するため講座令の改正を行ひ、これと共に
所要の職員として夫々教授二名、助教二名、助手四名及
び書記一名を増員したものである。
◇昭和十一年勅令第百號拓務省ニ臨時職員増置ノ件改正
ノ件 (四月三十日公布勅令第三百二號)
◇臺灣總督府醫院官制中改正ノ件 (四月三十日公布勅令第三百三號)

◇戦時又ハ事變ニ際シ在外隨信職員ニ臨時手当給與ノ件
(四月三十日公布勅令第三百四號)
◇恩給金庫法施行期日ノ件 (四月三十日公布勅令第三百五號)
恩給金庫ノ設立ニ關スル件 (四月三十日公布勅令第三百六號)
恩給金庫法を昭和十三年五月二日より施行し、且つ恩給金
庫の設立に關し、出資申込の手續、出資申込に對する割當
第一回の拂込、出資者の總會等につき規定を設けたもので
ある。
◇輸出菓子糖果原料砂糖展稅法施行規則中改正ノ件
(四月三十日公布勅令第三百七號)
◇支那事變ノ爲召集セラレタル者ノ高等試驗受驗ノ特例ニ
關スル件 (五月二日公布勅令第三百八號)
高等試驗本試験の一の科の筆記試験に合格した者で、支那
事變のため召集されたのでその年に於て行ふその科の口述
試験を受けることが出来なかつたもの、又は支那事變の大
め召集せられたので、高等試験令第十七條の規定に依り高
等試験本試験の一の科の筆記試験を免せられる年に於て行
はれるその科の口述試験を受けることが出来なかつた者等
の高等試験受驗につき特例を設けたものである。
◇大藏部内臨時職員設置制中改正ノ件 (五月四日公布勅令第三百九號)
◇明治四十三年勅令第二百三十六號海外ニ於ケル財務處理
ノ爲大藏省ニ臨時職員増置ノ件改正ノ件 (五月四日公布勅令第三百十號)
今回の事變に伴ひ支那の經濟情勢に對應する適切な經濟對
策を急速に樹立するため、駐支財務官事務所に事務官、技
師、財務書記を増員することにし、又海外に於ける財務處

理を圓滑に遂行するため海外駐在の事務官を書記官に昇格
せしめたものである。
◇官立工業大學官制中改正ノ件 (五月四日公布勅令第三百十二號)
◇臺灣總督府法院職員定員令中改正ノ件 (五月四日公布勅令第三百十三號)
揮發油及アルコール混用法施行期日ノ件 (四月二十三日公布勅令第二百八十二號)
揮發油及アルコール混用法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (四月二十三日公布勅令第二百八十三號)
揮發油及アルコール混用法施行令 (四月二十三日公布勅令第二百八十四號)
揮發油及アルコール混用法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (四月二十三日公布勅令第二百八十五號)
揮發油及びアルコール混用法施行の期日を四月二十五日と
定め、この法律の施行に伴ひ本法第一條第一項の規定に依
つてアルコールを混入すべき揮發油及び混入に用ひるアル
コールの純度を定め且つ同第一條第一項に依り混入を
要せざる場合を定めて置く必要があるものでこれを規定し更
に内地に於て本法の施行されると同日より臺灣にも本法を
施行することにしたものである。
◇關東總督官署官制中改正ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百八十五號)
◇高等官官等俸給令中改正ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百八十六號)
◇陸軍給與令中改正ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百八十七號)
◇關東州臨時地租措置令 (四月二十七日公布勅令第二百八十八號)
◇關東州家屋調査令 (四月二十七日公布勅令第二百八十九號)

◇日滿司法事務共助法施行期日ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百九十號)
日滿司法事務共助法(昭和十一年勅令第四十七號)の施行期日を五月一日と定
めたものである。
◇日滿司法事務共助法ヲ臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (四月二十七日公布勅令第二百九十一號)
◇大正十一年勅令第四百七號臺灣ニ施行スル法律ノ特例ニ關
スル件改正ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百九十二號)
日滿司法事務共助法を臺灣及び樺太に施行し、臺灣に於て
はその施行に伴ひ特例を設け、且つ地方制度改正に伴ひ條
文整理を行つたもので、何れも五月一日より施行された。
◇關東州裁判事務取扱令中改正ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百九十三號)
◇南洋羣島裁判事務取扱令中改正ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百九十四號)
關東州及び南洋羣島に於ても滿洲國との間に司法事務の共
助をなす必要があるもので、日滿司法事務共助法に依ること
としたもので、共に五月一日より施行された。
◇昭和十三年法律第三十八號東洋拓殖株式會社法中改正法
律施行期日ノ件 (四月二十七日公布勅令第二百九十五號)
東洋拓殖株式會社法中改正法律(昭和十三年法律第三十八號)を五月七日よ
り施行することとしたものである。
◇支那事變被害調査委員會官制 (四月二十八日公布勅令第二百九十六號)
支那事變に因つて在支帝國居留民等の被つた損害に關する

重要事項を調査審議せしめるため外務大臣監督の下に支那事變被害調査委員会を設けたもので、會長一人(外務大臣)、委員十人以上を以て組織される。必要ある場合に於ては右委員の外臨時委員を置くことが出来る。なほ附屬職員として幹事、書記が置かれてゐる。

北支那開發株式會社法 (五月三十日公布法律第八十一號)
中支那開發株式會社法 (五月三十日公布法律第八十二號)

北支那開發株式會社は北支那に於ける經濟開發を促進しその統合調整を圖るため、同地方に於て交通運輸及び港灣事業、通信事業、發達電氣事業、鑛山事業、鹽の製造販賣及びその利用事業等の主要なものに投資又は融資をなすことを業務とするもので、その資本金は三億五千萬圓、政府及び民間に於て半額出資し、拂込資本金の五割迄の發行をなし得ることとし、中支那開發株式會社は中支那に於ける經濟の復興及び開發を助成するため、同地方に於て交通運輸事業、通信事業、電氣瓦斯水道事業、鑛山事業、水産事業等に投資又は融資をなすことを業務とするもので、その資本金は一億圓、政府及び民間に於て半額出資し、拂込資本金の五割迄の發行をなし得ることとし、政府は兩會社に關し、民間出資に對しては優先配當權を認め、又會社に對する一定期間の利益補給に依り配當の確實を期する等適當な優遇方法を講ずることとしたものである。

地方學校衛生職員制中改正ノ件 (五月四日公布勅令第三百十三號)
地方體育運動職員制中改正ノ件 (五月四日公布勅令第三百十四號)

電力管理準備局官制 (五月六日公布勅令第三百二十二號)
高等官官等傳給令中改正ノ件 (五月六日公布勅令第三百二十一號)

電力管理に關する關係諸法律の制定に伴ひ、電力管理實施準備のため、逓信大臣の管理に屬する電力管理準備局を設置したもので、職員として長官(勅任)逓信部内の勅任官をして兼ねしめる。次長一人(勅任)書記官二人、事務官八人、技師二十二名(内一人を勅任と爲すことを得る)等を置き、又參與十五人以上を置いて局務に參與せしめることとし、これに伴つて長官の官等並びに次長、書記官及び事務官の官等俸給を定めたものである。

臺灣總督府内臨時職員設置制中改正ノ件 (五月七日公布勅令第三百二十二號)
大正九年勅令第三百六十七號聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件(改正ノ件) (五月七日公布勅令第三百二十三號)
臨時物資調整局官制 (五月九日公布勅令第三百二十四號)
高等官官等傳給令中改正ノ件 (五月九日公布勅令第三百二十五號)

重要物資の供給調整に關する調査をなしその具體的計畫を立て、國防資材の供給を確保すると共に、國民經濟の円滑なる運営を期することは、現下の時局に處する緊要事であるので商工省に外局として臨時物資調整局を設置することにした。同局には長官(商工大臣を以て充てる)次長一名(勅

國家總動員法施行期日ノ件 (五月四日公布勅令第三百十五號)
國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (五月四日公布勅令第三百十六號)
南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件 (五月四日公布勅令第三百十七號)

國家總動員法を昭和十三年五月五日より施行し、同法制定の目的に鑑みこれを朝鮮、臺灣及び樺太に施行し、又南洋群島に於ける國家總動員に關しても國家總動員法に依ることとしたものである。

工場事業場管理令 (五月四日公布勅令第三百十八號)

國家總動員法の施行に依り軍需工業動員法及び昭和十二年法律第八十八號(軍需工業動員法ノ適用ニ關スル法律)は廢止されるので、昭和十二年勅令第五百二十八號工場事業場管理令を廢止し、新たに國家總動員法第十三條第一項の規定に依る總動員業務たる事業に屬する工場若くは事業場又はこれに轉用することを得る施設の管理につき定めたものである。

國家總動員審議會官制 (五月四日公布勅令第三百十九號)

國家總動員法第五十條に依れば、本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)につき政府の諮問に應ずるため國家總動員審議會を置き、國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定めることとなつてゐるので、この規定に基づいて制定されたもので、總裁一人(内閣總理大臣)、副總裁一人(企畫院總裁)、及び委員五十人以上(關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及び學識經驗ある者)を以て組織さ

任)事務官十五名(奏任、内一名は勅任となすことを得る)技師二十四名(奏任、内五名を勅任となすことを得る)屬三十名(判任)技師五十一名(判任)及び陸海軍佐尉官より補せられる事務官八名(内二名は將官より補すことを得る)等の職員を置く外關係各廳高等官中より事務官を命ずることが出来る。局務に參與せしめるため參與を置き特別事項を調査せしめるため學識經驗者中より委員を任命することが出来ることとしてある。なほ同局の新設に伴ひ高等官官等俸給令に所要の改正が加へられた。

金銀地金精製及品位證明規則中改正ノ件 (五月九日公布勅令第三百二十六號)
擔保附社債信託法中改正法律 (五月十日公布法律第八十三號)
我が國經濟界の情勢に顧みて社債金融の円滑を圖るため株式を擔保とする社債の發行を認めることとしたものである。

造幣局官制中改正ノ件 (五月十四日公布勅令第三百二十七號)
露絲試驗場官制中改正ノ件 (五月十四日公布勅令第三百二十八號)
朝鮮地方待遇職員令中改正ノ件 (五月十四日公布勅令第三百二十九號)
應府縣衛生職員制中改正ノ件 (五月十四日公布勅令第三百三十號)
昭和十三年法律第三十七號商業組合法中改正法律施行期日ノ件 (五月十四日公布勅令第三百三十一號)
商業組合中央會ノ設立ニ關スル件 (五月十四日公布勅令第三百三十二號)
昭和十三年法律第三十七號商業組合法中改正法律の施行期日を五月十六日と定め、これに伴ひ同改正法律第四十九條

報週眞寫・報週
定規集募賞懸一タスポ同合

構圖……「週報」寫眞週報の宣傳を一枚で表現するもの
 使用文字……内閣情報部編輯
 國策のパンフレット「週報」一部五錢
 國策のグラフ「寫眞週報」一部十錢
 型式……日本標準規格B判(縦二〇〇×横七二八)
 色彩……五色刷以下
 賞金……一等(一名) 三百圓
 二等(一名) 百圓
 三等(一名) 五十圓
 佳作(十名) 二十圓宛
 (作品ハ使用ニ際シ多少修正スルコトアルベシ)
 審査……内閣情報部
 締切……昭和十三年七月十五日
 発表……同七月二十七日發行兩誌々上
 (寫眞作品ハ一切寫眞セズ且ツソノ原稿ハ内閣情報部ニ歸ス)
 周先……東京市麹町區永田町
 内閣總理大臣官舎内
 内閣情報部
 (電話ポスター圖案ト表紙ノコト)

週報

昭和十三年六月二十二日印刷發行
 編輯部 東京市麹町區永田町
 印刷部 東京市麹町區永田町
 發行部 東京市麹町區永田町
 寄附金 東京市麹町區永田町
 電話九ノ内(三)三二一九
 振替東京九〇〇〇
 全國各地官報販賣所
 東都書局株式會社
 東京市麹町區永田町一ノ三
 振替東京九三九〇
 各書店・課賣店

◆御注意◆
 一、本誌より轉載の場合には必ず「週報第何號より轉載」の旨を明記すること。且つ右轉載誌を内閣情報部週報編輯室宛三部御送付下さい。
 一、本誌の記事を無断にて翻譯することは御断り致します。
 一、掲載記事に對する御希望や編輯に關しての御意見も内閣情報部週報編輯室宛お知らせ下さい。

好評!
貴家の護りに
我が社の保険を

会社の確否は、一にその内容の充實如何によつて決せられます。過去數十年間に亘る我社の眞摯な努力は、今やその資産内容をして確乎不動のものたらしめ、各位の御信頼に應ふるに寸分の間隙もございません。

生命保険は高率配當よりも、低廉保険料である事が、有利であることは數理上見逃し得ぬ事實です。我社の「新種養老保険」は非常に安い保険料で御契約の願へる、最も合理的な生命保険であります。

◆
 その上、この保険には保険料積立金に比例する大變有利な配當方法により、多額の利益配當金を分配致して居りますから、この保険をして更に一段と有利なものたらしめ、各位の御要求に十二分の御満足を得つゝあります。

愛國生命
 本社・東京・日比谷 谷比日
 社長 原邦造

貯蓄報國

五百圓以上は

信託へ！

御信託金は信託會社を通じて、國債投資又は國策上緊要な事業資金に活用され、時局を支へる國力の基となります

- 節約・収入増加で
- 貯金・地代・家賃で
- 公社債利札金や株式配當金で
- 貯蓄組合の積立て

金 額	五百圓以上
期 間	二ヶ年以上
收 益	年二回（三月・六月）支拂又は複利増殖
特 約	最近配當（五年以上）年三分八厘 各目的に從て受取人・金額・ 時期・方法等取決メ自由

纏つた五百圓以上のお金は、有利・安全・便利な金銭信託と致しませう

（營業案内附呈）

住友信託

岡福・京東・阪大